

平成30年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

平成30年6月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
1	12番 中村 末子	1. 工事発注に関する高鍋町の基準について ①契約に当たり留意していることはなにか。 ②簡易ですぐに対応すべき修繕ヶ所などに関して随意契約をはじめどの様に対応しているのか。 ③工事金額が多い事業に対して、Bランク業者へのAランクとなる指導はしているのか。 (1)前回からの宿題で、なぜABクラスはあるのか。 (2)部門別にスキルアップできる研修は何回あるのか。	町長	
		2. キヤノン誘致に関して ①8億円と言っていた町持ち出しが増加した原因は。 ②キヤノンとの契約時期及び必要とする物と人材確保。	町長	
		3. 学校整備における洋式トイレ設置及び障がい用トイレについて ①県の状況について。 ②計画を含めて他の市町村の状況把握はどうか。 ③一般生活では洋式、温水洗浄便座は当たり前ですが、設置状況についての考え方は。 ④障がい者用トイレについての考え方はあるのか。	町長 教育長	

1	12番 中村 末子	<p>4. 行政事務連絡員、公民館長及び職員地区担当制の効果について</p> <p>①条例における行政事務連絡員制度について。</p> <p>(1)仕事の内容は把握され浸透しているのか。</p> <p>(2)少ない世帯数があると聞くが、多い所と比較してあり方が問われているが。</p> <p>また公民館加入が無い世帯への文書配布及び確認作業について。</p> <p>②自治公民館長へのアドバイスなどについて。</p> <p>(1)公民館長報酬についてはどうか。</p> <p>(2)行政事務連絡員の推薦を行う事になっているが徹底しているのか。</p> <p>③職員が配置されている状況はどの様なものか。</p> <p>(1)自治公民館へのかかわりについて。</p> <p>④3つの体制の効果についての把握はどの様なものか。</p> <p>(1)お知らせ高鍋等の読まれている状況、周知についての把握はできているのか。</p>	町長 教育長	
2	13番 黒木 博行	<p>1. ふるさと納税について</p> <p>①総務省は、返礼率、返礼商品に関して、各自治体に通達を出していると思うが、その内容について。</p>	町長	
		<p>2. 農産品の6次産業について</p> <p>①農産品の6次産業化は、町長の公約にもあったが、現在どのような進捗状況か。</p>	町長	
		<p>3. GAP有機農法の取り組みについて</p> <p>①有機農法の取り組みの進捗状況は。</p>	町長	
		<p>4. たかしんホール（中央公民館）別館の建物老朽化について</p> <p>①耐震対策、新設等など、どのような取り組みをするのか。</p>	町長 教育長	
		<p>5. 高鍋駅舎、駅周辺整備について</p> <p>①今後の高鍋駅舎建て替え、周辺整備計画を、どのように考えられるか。</p>	町長	
		<p>6. 中高一貫への取り組みについて</p> <p>①中高一貫の取り組み方をどのように考えられるか。</p>	町長 教育長	

		7. わかば保育園について ①障がい児保育は、民営化されたとしても問題はないのか。	町 長	
		8. 高齢者福祉について ①どのような取り組みを考えられるか。	町 長	
		9. 自治公民館の役割について ①今後、行政としてどのようにかかわっていくのか。	町 長 教育長	
3	11番 後藤 正弘	1. 高鍋町の地方創生の取り組みについて ①人口が減らないようにするため、国は、まちをつくり、それを仕事づくりや人づくりに活かすと目標を決めていますが、高鍋町の今後のお考えを伺う。 ②高鍋町の出生率と転出率について伺う。 ③高鍋町のキャノン進出に伴うメリットについて伺う。 ④高鍋町の将来のコンパクトシティ化について伺う。	町 長	
		2. 高鍋町消防団について ①消防機庫を狙った盗難事件が多く発生しているが、その後の防犯対策について伺う。 ②消防団活動に使用する古いハッピーの新調や団員の防寒ジャンパーの統一化について伺う。 ③消防団員の18歳から準中型免許取得補助について伺う。	町 長	
		3. 高鍋町の広報活動について ①MR T放送局の自治体情報の配信について伺う。	町 長	
4	15番 春成 勇	1. 河川の現状について ①高鍋大橋橋台の補修工事について。 ②小丸川の土砂堆積状況について。 ③宮田川の堤防工事及び土砂堆積状況について。 ④塩田川の浚渫工事について。	町 長	
		2. 宮崎キャノン建設工事の現状について ①現在の工事の状況と今後の進捗について。	町 長	
		3. 町道の整備と里道の改良について ①町道東光寺・鬼ヶ久保線改良工事の現状について。 ②西平原地区の町道平原（10）線の道路整備について。 ③下屋敷の里道の道路改良について。	町 長	

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川野 和成君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係主査	橋本 由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
代表監査委員	黒木 輝幸君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		河野 辰己君	
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		横山 英二君	
地域政策課長	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	鳥井 和昭君
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	野中 康弘君
社会教育課長	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、12番、中村末子議員の質問を許します。

○12番（中村 末子君） おはようございます。日本共産党の中村末子が、通告に従い4項目の質問を行います。

3月議会に引き続き工事発注契約に関し質問を行います。

3月での確認事項はどうでしたか。なぜ経営審査が必要か。高鍋町は、町内業者育成と言われるが、そのための業者育成は行われているのかをまず問います。指名願い及び契約に当たり留意している点は、他町と何が違うのかお伺いします。

町営住宅改修等簡易でかつ即対応すべき事案について、指名業者でないといけない理由は何か。その際、どのような点に留意をしているのか。

③については、最初に質問した事項と重なりますが、Bランク業者がAランクとなるようなスキルアップできる研修について参加案内を含め指導体制はあるのかお伺いします。いろいろな工事が出ますが、その金額を求めるのは、業者からの見積もりか、コンサルタント業者へ委託する金額の分かれ目はどこなのかお伺いします。また、その際、資格を持たない業者が見積もりを行うことはあるのか。例えば、土木工事を資格を持たない建築業者などが行うことはあるのか。

次に、キャノン誘致に関して、議員への説明で町持ち出しは8億円であるとのことでしたが13億円、何と14億7,800万円までにふえておりました。その理由は何か再度お伺いします。また、自治公民館などへの挨拶の中で、防衛省補助がもらえるようになったので町持ち出しは減額できるとの挨拶があったようですが、それはどのようなことなのかお伺いします。

また、契約時期及び人材確保について、いつごろから町及び県内からの雇用についてはどのように推移しているのかお伺いしたいと思います。

次に、学校整備、特に洋式トイレ及び温水洗浄便座について、県内状況はどうでしょうか。高鍋ではどうなっているのか。その際、1区画当たりの面積について、低学年、高学年とはトイレの使い方についても差が生じるのではないかと考えますがどうでしょうか。また、障がいを持って学校生活をする生徒のためのトイレ設置についてはどうでしょうか。

次に、高鍋町には、行政事務連絡員制度がありますが、自治公民館長との兼務が多いためか、いま一度ここで確認する必要があると考え質問いたします。条例にある行政事務連絡員の仕事についてどのように啓発しているのか。

また、自治公民館組織については、一番小さい世帯で何世帯、大きな世帯で何世帯があるのか、その格差についてはどうお考えなのかお伺いします。本来なら行政事務連絡員さんが文書配布を含め、町からのいろいろな行事参加及び伝達事項については地区住民に周知を図る義務があると思うがいかがでしょうか。公民館に加入していない世帯への文書配布に関してはどうなっているのでしょうか。その際の確認については、町としてどのように把

握されているのかお伺いします。

自治公民館へは補助を行っている関係で、規約ほか予算・決算書類は保管されていると考えますが、その際、運営及び会計上のアドバイスをを行っているのか。また、把握されているでしょうか、公民館長の報酬はどのくらいとなっているのでしょうか。

定期総会では行政事務連絡員さんの推薦が行われていると考えますが、どのくらいの公民館で実施されているのでしょうか。

また、地区担当として職員が配置されていますが、具体的にはどのような仕事を行っているのか、かかわり方としてはどのような形なのか。

住民と町とがしっかりと公助・自助・共助を含め協働の力を発揮できる仕組みは机上ではありますが、かみ合わないといろんな問題点が出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。自治公民館への加入実態はどう推移しているのでしょうか。

お伺いして、登壇しての質問を終了します。

なお、4の3つの体制の効果についての把握及び配布された物が読まれているのか、周知徹底されているかなどについては発言者席から行います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。

それでは、お答えいたします。

まず、経営審査についてでございますが、町が発注する公共工事においては、その適正な施工を確保する必要があることから、建設業法の規定により、各建設業者に義務づけられている経営事項審査の結果を基本に、本町の基準を加味し、入札参加資格の審査及び等級の格付を行っているところでございます。

次に、町内業者の育成でございますが、本町における公共工事にあつては、原則、町内業者を指名し、契約を交わしております。このことにより施工技術のさらなる向上、経営の安定化など、町内業者の育成が進んでいるものと考えております。指名願の受理、審査を初め、契約に関する事項につきましては、法令等の規定を遵守しながら、関係事務を進めなければならないので、留意すべき事項においては自治体間で相当な相違はなく、それぞれ適切に運用されているものと判断いたしております。

次に、簡易かつ即時に対応すべき修繕等についてでございますが、修繕等の確実性を確保する観点から、実績のある指名業者に履行していただくことを基本としているところでございますが、住民の生命や財産、生活に多大な支障を及ぼすような案件につきましては、早急な対応に努めているところでございます。業者のスキルアップのための研修につきましては、町独自では実施しておりませんが、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構が主催する研修に町内建設業者が自主的に参加されていると伺っております。

次に、見積もりについては、金額の多寡にかかわらず工事の規模や難易度あるいは想定される工法等を総合的に勘案し、コンサルタント業者に委託するかどうか判断しているところでございます。なお、見積もりを徴する場合において、当該工事の資格を有しない業

者へ見積もり依頼をすることはございません。

次に、宮崎キヤノン株式会社の新工場立地に関係する事業費が増加した理由についてでございますが、当初、後年度に予定をしておりました周辺道路の整備を前倒ししたことによるものでございます。

また、防衛省補助の件につきましては、町道高岡・上永谷線の整備において、当初、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業として予算を計上しておりましたが、その後、一部が防衛省の補助を受けられることとなりましたので、補正予算を、今議会に上程させていただいたところでございます。

工業用地の売買等に関する契約時期につきましては、造成等開発工事の完了後としており、キヤノン株式会社とは本年度中に売買手続を完了することで確認をしているところでございます。

また、人材の確保につきましては、昨年から宮崎キヤノン株式会社による求人活動が随時行われており、本町を初め県内の各自治体や大学、高等学校への人事担当者による訪問や説明会が開催されているとのことでございます。人事担当の方への聞き取りによりますと、最近では高等学校からの問い合わせなども徐々にふえてきているとお聞きしております。宮崎キヤノンに限らず地元企業の人材確保には引き続き連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政事務連絡員制度についてでございますが、職務内容につきましては、毎年4月に開催しております行政事務連絡員会におきまして説明を行っているところでございます。

また、行政事務連絡員による世帯数調査の結果、本年5月1日現在の世帯数は、一番少ない地区で13世帯、一番多い地区で415世帯となっております。

次に、住民への周知についてでございますが、高鍋町行政事務連絡員設置規則に基づいて、周知事項の伝達は同連絡員の主な業務の1つであり、公民館に加入していない世帯への文書配布につきましては、公民館の加入、未加入にかかわらず配布することとしており、配布漏れ等の問い合わせや配布依頼があった場合には、速やかに配布していただくようお願いしているところでございます。

次に、連絡員の推薦につきましては、公民館から推薦書を御提出いただいているところでございますが、選任方法としましては、それぞれの地区によって公民館長が連絡員を兼ねることを申し合わせている地区もあれば、選任された役員会で決める地区もあり、まちまちであります。町が定期総会での承認までを義務づけているわけではございませんので、実施している数等は把握しておりません。

次に、地区担当職員の自治公民館へのかかわりについてでございますが、お知らせ文書等の配布を含む町施策及び町政の情報の提供、各自治公民館からの意見・要望等の把握及び関係課・局への報告等でございます。今後とも担当職員みずから担当地区での自治公民館と積極的な連携を図り、住民の皆様の意見、要望を伺い、行政と自治公民館との距離を

縮め、一致協力してさまざまな問題の解決に取り組むことのできるよう、さらなる制度の充実を図ってまいります。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時14分休憩

.....
午前10時14分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。おはようございます。公立小中学校における洋式トイレの整備状況についてでございますが、平成30年4月1日現在の見込みでは、県全体のトイレの洋式化率は37.0%、本町の洋式化率は49.68%となっております。

次に、他市町村の状況把握についてでございますが、学校数が異なるため一概に比較はできませんが、洋式化率が一番高い自治体は椎葉村の80.80%、一番低い自治体は門川町の20.14%、本町は49.68%で県内9位の洋式化率となっております。

なお、本町の温水洗浄便座の設置状況につきましては、多目的トイレ、職員来客用トイレに、東小学校に8基、西小学校に5基設置しております。

次に、トイレ1区画当たりの面積についてでございますが、特に基準などは決まっておりませんが、使いやすさを考慮し、設計、設置を行っております。小学校の洋式トイレの大きさは、通常、大人が使用する物よりも小さい物を設置しています。

また、障がいのある児童用のトイレは車椅子でも使用できる多目的トイレを、東・西小学校には設置済みでございます。中学校にはまだ設置できておりませんが、平成31年度以降、国の補助事業を活用して順次設置していきたいと考えております。

次に、各地区の自治公民館に加入されている件につきましてですが、世帯数については把握しておりませんが、行政事務連絡員から総務課に報告のあった戸数で一番多い地区と一番少ない地区の決算資料を見て、自治公民館加入戸数を割り出してみますと、一番多い地区が約250戸、一番少ない地区が13戸になります。この数字は割り戻しですので正確なものではありません。

次に、自治公民館長へのアドバイスについてでございますが、地区におけるさまざまな相談事についての話を伺ったり、助言等を行うことはございますが、会計についてはそれぞれの地区に監査役の方がいらっしゃいますので、特段、町からの会計上のアドバイスは行っておりません。また、公民館長報酬につきましても提出を求めておりませんので把握しておりません。

次に、自治公民館への加入実態の推移についてでございますが、先ほどお答えしましたように、加入世帯数を把握しておりませんので詳細は不明ですが、公民館長さんなどの話から判断いたしますと、加入世帯はやはり減少してきているのではないかと考えております。

○12番（中村 末子君） 議長、さっき、答弁で世帯数が違うのを何か答えた……。世帯数。

○議長（永友 良和） 先ほどのたしか町長の答弁では415が一番多い世帯数だと言われたと思います。今、教育長は250世帯と言われたんですが、それは、自治公民館加入世帯ということの違いということではないですかね。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） じゃあ、最初からですね。前回と今回の答弁でわかったことというのは、高鍋独自の判断材料は何もないということなのか、再度お伺いします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。まず、経営事項審査というのは県が行いますけれども、これは国土交通省の告示に基づいて審査項目及び基準が定められております。町が行いますのは資格審査、いわゆる等級の格付を行う段階、格付を行うものでございますけども、その資格審査を行う段階で経営事項審査の結果に町での工事の実績を加味しまして基準を定めているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 地域業者を育成する立場と答弁されましたけれども、前回の質問、答弁に対して、住民から安いなら大手企業でもいいのではないかと、節約できるとの意見が出てまいりました。育成に係る研修などへの参加を促す行為、もしくはそれを反映させる基準はないのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。現在、本町におきまして積極的な研修への参加を促すようなことはしておりません。ただ、個別に相談があった場合には適宜対応をしているところでございます。

また、本町の審査におきまして受講実績を評価に反映させるという項目はございません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それは当然ですよ、受講項目があるかないか。それは業者の問題だから。でも、例えば県のほうからとか国のほうからも、こういう宮崎県の県土整備部管理課から出されているこういう資料があるんです。この中を見ると書類の書き方を含めていろんなのがあるんですが、私は今の副町長の答弁でびっくりするのは、やはり研修に参加を促すのではなくて、促すという方法ではなくて、やはりそれを業者が積極的にするような方向性をしっかりと私は町は言うべきだと思ってるんですよ。それに関してはどう思われますか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。それにつきましては、業者の判断といたしますか、そこに委ねられるというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 業者判断にしてたら研修なんか行かないんですよ、業者の皆さんは。だから言ってるんです。

それでは、公共事業に関して、地震・津波などの災害発生時においてライフライン、及びいろんな事業です、家屋とかそういうものがありますが、どのような業者と提携してるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 本町におきまして、現在、災害時における電気、水道、通信等のライフラインの復旧、確保に関する協定を、東児湯電気工事業協同事業組合高鍋支部を初め、本町が水道事業として指定をしております給水装置工事事業者、児湯管工事協同組合、高鍋郵便局、西日本電信電話株式会社宮崎支店等と交わしているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 家屋については。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時23分休憩

.....
午前10時25分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。家屋に限定したものについてはございません。飲料水とか生活物資に関する協定についてはあるようでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 災害時対応をする場合、一定の基準いわゆる仕事の基準を守られているかが大切だからです。国富町では何年くらい前であったか記憶しておりませんが、水道管が問題を生じ、高鍋からも給水車を出しました。そのときの原因については国富町に確認、検証されているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。国富町での災害対応につきましては、平成15年8月の台風の影響で河川が洗掘されまして、導水管、水源から浄水場へ送る管ですが、それに直接、濁水、濁り水が入ってきまして、やむを得ず停水したということでございます。その後、河川外に井戸を掘って現在は対応しているということです。そのときも宮崎県の災害総合支援に関する覚書に基づきまして、高鍋町からも給水活動を行ったということでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。公共事業というのは常に住民から見られております。

町体育館が雨漏りし、たまたま私もその現場にいて確認、通報しました。社会教育課はすぐに対応されましたが、原因は何だったのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。町体育館の雨漏りの原因についてですが、まだ判明をしておりません。今後、施工業者とともに調査をする予定でございますが、原因が判明次第、迅速に対応してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 早くしないと、もう本当に梅雨が終わったら雨漏り箇所がわからなくなる可能性もありますので気をつけていただきたいと思います。

また、ある工事に関して資格を持たない業者が見積もりを行ったのではないかと。先ほどの答弁ではないということでしたが、そのような事実は本当にはないですか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。そのような事実はございません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 後でもし判明したらどういう説明をなさるのか、そこは後で聞きたいと思います。

町長にお伺いしたいと思います。工事費は安ければいいとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。工事は当然安いほうがいいわけですが、経費対効果、同じく、あるいはそれ以上に品質のほうがとても大事でございますので、その品質と経費というのを勘案しながら選定すべきでありますし、また、地元の業者の育成というのもやっぱ根本に据えておくべきことだと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） まず最初に地元業者育成を持ってこれなかった理由は何でしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、議員の御質問が安ければいいかと思っておられますかという質問でしたので、まずそれにお答えさせていただきました。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） だからそういうときには答え方があるんですよ。そうじゃないですか、安ければいいじゃないですかって聞いたら、安いほうがいいに決まってるはわかってる。誰でもわかってるわみたいな答え方、先ほど町長されましたよね。そういう言い方ではありませんでしたけど。

だから、私が申し上げたいのは、先ほどから一貫して地元の業者を育成したいというこ

とを言われてるわけですから、安ければいいということであれば、それはもうそのほうがずっといいわけですよ。だから私は契約のときに申し上げたじゃないですか。それだったら工事を、材料を、一番多く仕事してるところは材料ももちろん安く仕入れますので、工事高が安くなるのは、これは当然なんですよ。けどそうじゃなくて、今までずっと契約時でも答弁されてきてるのは、やはり地元業者の育成ということを常に、これは私が27年間ずっと聞いてきたことです。しかし、地元業者が本当に育成されてきたのかということになると疑問があるから質問を繰り返してるわけですよ。そのところは後でまた質問します。

企業が社会的に果たしている役割は何であるとお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。企業の役割というのは、利潤を追求しながら、それぞれが負う社会的責任を、企業活動を進めることで果たし、経済の成長を促すとともに、住民生活の向上ですとか地域の発展を実現させていくということであるというふうに考えております。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時29分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。企業は利潤を追求しながらです、しながらですね、社会的責任を果たすというのが企業の役割と、社会的な役割だというふうに認識しております。

○議長（永友 良和） もう少し具体的によろしいですか。副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。企業は、経済の発展を、成長を促しながら住民の生活の向上や地域の発展を実現させることが社会的責任というふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） どうもおわかりになってらっしゃらないみたいですので、次に行きます。

江戸時代における公共事業はどのようなものであったか御存じでしょうか。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。詳細については存じ上げておりませんが、築城でございますとか、主要交通網の整備を初め治水対策、農地整備等が主なものではなかったかというふうに考えています。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 副町長、江戸時代は土農工商といって商が一番下にあったんで

すね。だからこそ商業者が開いている商店の前あたりなどは自分でちゃんと道路を整備しなきゃいけなかったんです。これちゃんと江戸時代の文献にもちゃんと書いてあるんですよ。まあ、農業基盤整備などが主だったようですが、商店のいわゆる商人がいた所はみずからの資金で整備していたことが記録にあるんです。

したがって、今でも企業は社会的責任とはどういうものかをしっかりと認識できる研修もしなければならぬですよ。だから私は先ほどから社会的責任とは何なのか、そして、私がスキルアップをするための必要性というのを盛んに説いてるでしょう。高鍋町がなくなったら企業もなくなるわけですよ。同じですよ。企業がなくなったら高鍋町もなくなるんです。だからお互いに相互扶助の部分もありますし、だからそこ辺でどぶにこう、どぶちゅうか、排水路にいっぱい木が生えてるのに業者は知らんふりしてね、通り過ぎるんですか。あそこの排水路に木が生い茂ってますよ、実生で、大丈夫ですかって何年もしてないけどと、そういうことを見つけるのが業者の1つの仕事なんですよ、これ。自分に仕事があるかどうかは別として。そういうことを社会的責任と言うんですよ。高鍋町内見回って道路が悪かったら、建築業者であろうが、誰であろうが、やはり道路に穴が空いてたよとちゃんと教えてあげるのが社会的責任なんです。それは住民も一緒なんです。だから社会的責任とは何なのか、そこをしっかりとスキルアップしていくのが皆さん方の指導なんですよ。指導しないちゅことはおかしいですよ。まあいいですよ。

次に、キヤノン関係に移ります。

契約は今年度中であることははっきりしましたが、固定資産税及び法人住民税などについては、どのくらいの金額と算定しておられるかお伺いします。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。お答えいたします。

固定資産税及び法人町民税につきましてでございますが、前回の3月議会でもお答えしましたが、固定資産税につきましては、土地に係る分として年間約1,000万円程度を見込んでおります。建物、償却資産等につきましては、工場完成後に検査をした上で課税となりますので、算出を現時点ではできておりません。

また、固定資産税関係になりますが、企業立地奨励条例の規定する優遇措置等を受けますと3カ年分免除されることとなります。

法人町民税についてでございますが、事業所が存在することにより課税されます均等割につきましては、資本金等の額から年間15万円を見込んでおります。法人税割につきましては、事業が実施された後に掛かります国税であります法人税が確定した後に算出いたしますので現段階では算出することが不可能と考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 算出できないでいるのに1億円とか2億円とか勝手なこと言わないでくださいね。

町長は、ブランド力が上がるとのことでしたが、どのような形でそれが反映されるのか

お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、キヤノンさんは世界ブランドの企業でございます。

私は、ブランドは4つのポイントが大事です。個性、その個性を明確に伝えられるか、そして内部の信頼、誇りに思うかどうか、それと4つ目が継続力です。キヤノンさんのブランド力、これがある町という明確に伝えられます。そして3つ目、町民がキヤノンさんがあることを誇りに思います。そしてこれからですけども、キヤノンさんが末永くこの町で栄えていくこと、これがある1つのキヤノンさんが来たことでブランド力の向上では間違いありません。どの市町村もがうらやむ状況であることは間違いのない状況です。

しかし、本来の町の個性というものは、町独自あるいは町独自の個性を伝えられるかどうか。そして町独自のものをどうやって町民が誇りに思い、それを長く継続させるか。継続させる根本は、チャレンジして、それを成功へ導くような努力をしていくということと考えます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私とは考え方が異なりますので、あえて質問はしません。

雇用確保と地域経済効果についての分析はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。雇用の確保は、県の、宮崎県の過去最大規模の企業誘致と言われてますから、1,500人というふうに発表になっております。

それからまた経済効果につきましては、計り知れないものがあると思います。固定資産税あるいは法人町民税、これは現金で入ってくると言い方おかしいですが、これは必ず相当な額が入ってきます。それから、今でも住宅あるいはアパートがふえてます。住民税、これはもう本当に物すごい経済効果が生まれてきていると考えます、くるものと考えます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 固定資産税やわからないと言われたじゃないですか。

まあ計り知れないと、どれだけ計り知れないんでしょうか。高鍋町が出している、高鍋町が独自に出しているお金は一体幾らだったんでしょうか、お答えください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。15億円ぐらい、15億円ですね、を道路等に充てたわけでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それは何年で回収できるんでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まだ固定資産税も明確になっておりません。それから法人町民税も明確になっておりませんので、また、大企業のことですからいろんな状況が生まれてきますし、さらなる発展もあるかもしれませんので、何年ということは言える数字で

はございません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） だから変に住民を惑わすような、変に効果があると、二、三年で取り返せるような話をしないでいただきたいと思うんですよ。14億円、15億円ですよ。

お聞きしますが、じゃあ高鍋町で一体、財政調整基金がありますか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。まず、二、三年で回収できるとかいうことは、執行部は誰も言うておりません。そこは誤解のないようにお願いしたいと思っております。

財政調整基金については約10億円、今残高がございます。

今後の財政シミュレーションにつきましても、当然15億円をどう、町が持ち出す予算としては15億円ということで予定しておりますが、それを極力起債に、起債という形になろうかと思えますけども、交付税措置のある有利な起債ですとか、そういったところを考えつつ、極力財政負担は、まず、それ以上落としていくということ。それと、後年度において、その負担分に、償還については返していきますわけで、ほかの件のもろもろ事業でございます、予定している事業がございますので、そこに事業に支障がないように財政シミュレーション等をしながら、しっかり財政運営は今後計画的に執行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 公債費は何ですか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。公債費は借金、起債ですね、起債を借り入れた分の償還するものを公債費と言います。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それは払わなくていいんですか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。当然に償還、お返しをしなければいけないものです。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 何で私がこんなことを聞かなきゃいけないのかしら。そこね、10年ぐらいで回収できないようなお金を投資するんですよ。ちゃんと明確な答えを出していただかないと、これだけのお金を投資して、15億円も投資して何らのメリットもないということであれば、木城町だってそうでしょう。木城町はどんなメリットがありましたか。わからないでしょうが人方のことは。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。不明確な答えであったとは全く思っておりません。木城町にお

いても、もう相当な固定資産税、法人町民税が入っていたことは間違いない事実でございますので。

企業誘致は、まずは雇用の確保もあります。それから、そういう税収あるいはさまざまな地域の勢いをつける上では重要なわけですし、その効果が木城町になかったということは聞いたことはございません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） こんなにずれた形で、住民と町長がずれている、こういう答弁は聞きたくないです。

次に移ります。次は、学校整備のトイレ問題ですが、使う立場に立ったトイレ設計になっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。洋式トイレにつきましては、大人用の洋式トイレが通常の高さ40センチメートルに対して、高さ33センチメートルの洋式トイレを使用し、小学校低学年から大人まで使用できるよう、使いやすさや掃除のしやすさ等を考慮して、設計、設置をしておるところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 計画の前倒しはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。文部科学省の補助金であります学校施設環境改善交付金を活用して整備を行っておりますが、要望どおりの予算が措置されていない現状、状況がございます。なるべく早く洋式トイレを設置し、学校環境が改善できるよう、引き続き国に対して予算要求を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） できるだけ早い段階で洋式への変更及び洗浄機能付き便座などへの移行を進めていただくことを要望してトイレ問題を終わりますが、お願いがあります。トイレの神様がいらっしゃるようです。きれいに使うことの意味を、生徒はもちろん、保護者へもPTAを通して啓発をお願いしたいと思います。

次に、最後の問題に移ります。答弁を聞いての組み立てですので重複する場合がありますが、御容赦願いたいと思います。

行政事務連絡員、自治公民館長、職員地区担当制、この3つの組織がそれぞれ役場が担当も違うし、連携がとれなければ協働などの効果はないと考えますがいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。行政事務連絡員、自治公民館長及び地区担当職員の連携は大変重要なことでございます。そのためにも日々活動されておられる行政事務連絡員、自治公民館長との連携を図りまして、地区担当職員が積極的に地区とのかかわりを持ちまして、地区住民の自主性を最大限に尊重しつつ、地区担当職員として広報

広聴業務の遂行に努めていくことが協働の効果の発現には肝要であるというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） さっきの答弁で、いろんな会計管理を含めて、地区からのいろんな状況をよく把握されていないというふうに私は答弁を聞きましたが、違ったらごめんなさい。

私は、補助金を出してる以上、どんな団体の会計予算・決算、きちんと保管する必要があると思うんです。そうでないと補助金を何のために出しているのか。監査の方が何も言われませんか。私はないとおかしいと思いますよ。そして、それをしっかりとデータ化しなければいけないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。毎年、地区の総会終了後に社会教育課のほうに提出するようにしてもらっておりますので、全地区の資料はそろっております。資料につきましては、社会教育課のほうで保管はしておりますが、データ化のほうはしていません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） データ化をしなければ歴史はつながらないんです、そう思いません。例えば、事業計画の中で、避難訓練、健康づくり、子ども育成、レクリエーションなどがある場合、どこが支援していくのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。行事の内容によりまして、所管課のほうに相談してもらえれば、もちろん当然協力はさせていただきます。例えば、子ども育成会とか地区のレクリエーションにつきましては、社会教育課のほうに相談いただきまして、スポーツ推進員の派遣や道具の貸し出し等を行っておりますし、婦人部研修、視察研修等についてもサポートをさせていただいております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それ以外は。それ以外、社会教育課が担当しちよる部分はよくわかった。ほかの課とつなぐちゅうのもようわかる。どういうふうにするのか、そこが答えられてない。そんな答え方じゃわからないじゃないですか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。質問の趣旨の内容からいたしまして、それぞれの所管課に御相談いただければ、当然協力はさせていただくという回答です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そういう対応はちょっとまずいでしょう。普通は、私がこういただいた資料からよると、じゃあ、地区、自治公民館長と行政事務連絡員を兼ねていらっしゃる方、これは何名ぐらいいらっしゃるんですか、84自治公民館のうち。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。現在、84地区のうち、8地区が、全て言いますと76地区が兼ねておられます。以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、基本的なことをお伺いしますが、高鍋町の行政事務連絡員設置規則というのを全部読み上げていただけませんか。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

では、ここで11時まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。それでは、高鍋町行政事務連絡員設置規則を読み上げたいと思います。

第1条、高鍋町における行政事務の執行を円滑にするため、行政区に行政事務連絡員を置く。

第2項、前項の行政区は別表のとおりとする。別表が、地区名84地区が記載をされているのが別表でございます。

第2条、行政事務連絡員は町長が委嘱し、その任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、任期中であっても委嘱替えをすることがある。

第3条、行政事務連絡員は町長の指示に基づき、次の業務を行う。第1号、広報お知らせたかなべ、その他印刷物の配布、第2号、周知事項の伝達及び文書の掲示、第3号、各種調査、報告、第4号、毎年5月1日現在の世帯報告、第5号、その他町長が必要と認めた事務。

第4条、行政事務連絡員は必要に応じて町長が召集する。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、第3条について、一つずつ明確にお知らせ願いたいと思います。どういう仕事をしていくのかと。例えば、1番はよくわかりますよね、1番、2番。で、各種調査と、4条の毎年5月1日現在の世帯報告、これをなぜしなければならないのかということも含めて、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。第2号の周知事項の伝達及び文書の掲示といたすのは、町から発出します各種行事で、そういったポスター等を配布いたしますので、それを各地区のほうに文書を掲示する業務であります。

3番目の第3号の各種調査、報告については、それぞれの各課等で行います調査の報告であります。

第4号の毎年5月1日現在の世帯報告につきましては、これにつきましては、行政事務連絡員の方々の年間報酬額の世帯数割の算定基礎とするために必要となるために、報告を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、2番目の文書の掲示とありますが、どこの84自治公民館全てに掲示箇所があるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。各地区の掲示板については、総務課としては把握しておりませんが、全体的に、今、木製で使っておった掲示板をアルミ製の掲示板のほうに変えておりますので、それぞれの形、地区の中で、そういった掲示の方法については地区のほうにお任せをしておりますので、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、地区を担当する職員は、その地域の総会資料は熟読されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。地区担当職員が、担当地区の総会資料を熟読しているかにつきましては把握しておりません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） なぜ把握してないんですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。その点につきましては、地区担当職員の判断に任せているところでございます。委ねているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） どうして委ねるの。普通研修するでしょう。しません。そういう研修体制なんですか、職員育成なんですか。人材育成と言いながら、何もしてないじゃないですか。地区担当者が自分の担当する地域の総会資料を読んでなくてどうするんですか。何の意味があるんですか、地区担当制に。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地区担当職員の役割でございますけれども、先ほどお答えもさせていただいたところでございますけれども、地区担当職員の役割でございますけれども、基本、郷土のために広報広聴かつ業務の遂行がその役割でございます。教育という研修のほうは行っておりませんけれども、地区担当職員としては、先ほどお答えさせ

ていただいたとおり、判断に委ねさせていただいているというところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私こういう言葉あんまり使いたくないんですけど、だめだこりゃ。だめでしょうが。何のために行政事務連絡員さんがおられ、自治公民館長はそのアドバイスも受けながら、地区担当者のアドバイスを受けながら、地区を担当するということがまず大事でしょうが。それをちゃんと教育していない。自分の担当する地域の総会資料も読んでない。こんなことでは地区担当制をつくった意味がないでしょう。わかっています。わかってないでしょう。私何でこんな大きな声上げなきゃいけないのかしら。わかってないでしょう、はい。じゃあ、ちょっと町長、お答えください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、担当課長が申しましたのは、地区公民館の総会資料を熟読しているか、してないかは把握してないということでした。その件につきましても、議員の御指摘のとおり、地区担当の職員は、もちろん公民館の総会資料はもちろんのこと、もっと地区にかかわっていくような指導をさせていきたいと考えます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 地区担当制が設けられて何年ですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。制度設けられまして、8年が経過しております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 8年間何もしてこなかったんですか、もったいない。だからいろんな問題が生じるんですよ、各公民館で。本当、あきれて次の言葉が出てこない。

それでは、細かいことを聞きますが、13世帯で地区を構成しているところと、415世帯以上で構成しているところでは、おのずとつながりが違うと思いますが、その問題についてはなぜ議論してこないんでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。確かに、現在、十数世帯と、先ほど言われました約250世帯を超える地区がありますし、それぞれのつながりも違ってきていると思います。自治公民館自体が、先ほど総務課長のほうから説明がありました行政事務連絡員設置規則によって定められた行政区に基づいて組織化がされております。地域編成とか諸問題解決を視野に入れての御質問だと思いますけれども、昭和38年にこの規則が確立いたします。その地区の確定におきましては、それ以前から地域社会で構成される地域コミュニティが存在しておりまして、それに基づいての行政区の確立だと思います。そうでなければ画一的なもの、戸数とか面積もほぼ統一されたものになっているはずだと考えます。

自治公民館活動の基本は住みよい地域づくりですから、昔から根づいてきた強いコミュ

ニティに関しまして、行政が携わることによって、戸数が多いとか少ないとか、それが原因による運営上の混乱要素が、果たして払拭できるのか、解消できるのか、解消できたにしても、それに伴って新たに発生するかもしれない問題、そういうウエイトも考えながら検討して、長期的展望に立ちまして、よりよい地域づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 立派な答えなんですけど、こっちがすごく整合性がないものから、なかなかうまく聞こえない。

それじゃあ、お伺いします。じゃあ、行政事務連絡員さんの手当てについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。お答えいたします。均等割が1地区5万1,000円と、世帯数割が1戸当たり950円となっております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私が行政事務連絡員だったらほぼしいですね。わかるでしょう、意味が。こんな金額でできるはずないじゃないですか。今、ほとんどこの中に書いてありますでしょう。広報お知らせかなべ、その他印刷物の配布と。これを全部自分で、行政事務連絡員さんが1人で配っていらっしゃるところは、一体何地区あるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。1人の行政事務連絡員の方が全て配っているかどうかについては、把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） じゃあ、把握してなければ何でお金を出すの。ちゃんと仕事をした成果によって出すんでしょう。条例で決められた行政事務連絡員さんでしょう。そこを把握してなかったら、どうするんですか。そういうところがいいかげんだからこんななるんですよ。行政事務連絡員は行政事務連絡員の仕事。そして、自治公民館長は公民館長としての仕事。そして、担当職員が地区担当をしている、その人の仕事は何か。これを明確にしていけないから、こういう答弁になるんでしょう、違います。

じゃあ、私、お聞きしますけど、行政事務連絡員制度があるということを存じない住民がものすごく多いですよ。それはなぜですか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。行政事務連絡員の制度につきましては、毎年5月の広報たかなべにおいて周知をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 広報しているにもかかわらず、高鍋町の住民が知らないっつゆうことは、それは問題ないんですか、それは。読まないから問題なんですか。じゃあ、読むようにちゃんと仕掛けて、案内とかしましたか、別に。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。私どもの認識としましては、行政事務連絡員制度についてはもうしっかりとした制度として確立はされておりますし、そういった意味での各地区での周知はされているというふうに、私は認識しているところであります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それが間違いなんです。それが間違い。行政事務連絡員さんが途中で亡くなることもありますよね。地区住民は大変ですよ、やっぱり。公民館長決め直さんないかん、いろんなことしなきゃいけない、そういうことがやっぱり年に幾つかもう、お年寄りの世帯が多くなるとそういう事態も出てくるんです。

だから、私がお願いをしたいのは、まず行政事務連絡員制度がありますよということを、行政事務連絡員そのものが、自分のいる地域、先ほどおっしゃいましたよね、自治公民館長と行政事務連絡員を兼ねていらっしゃることも当然、行政事務連絡員がその地区の公民館の人たちに、行政事務連絡員とは何をするのか、どれぐらい手当をもらっているのかということを明確にしてほしい。そうすると、皆さんわかるはずですよ。行政事務連絡員するの大変だなと。年間たったこれだけの金でやるの大変だなというふうに思われると思うんです。でも、ほとんどの方が公民館長と連動されているから何とかやれているんだろうと、私は思うんです。崩壊しますよ、そのうちに。それをみんなが知ってしまったら崩壊しますよ、この制度が。

そして、先ほど地区担当制、聞きましたけど、ほとんど文書を公民館長のところに持って行っているだけじゃないですか。行政事務連絡員さんのところに持って行っているだけじゃないですか。だから、一番最初、これ話しましたよね、8年か9年ぐらい前ですよ。何で文書配布を運送業者に任せたらいけないのかと、私、随分聞いたと思いますよ。なぜ運送業者に任せなかったんですか、何も知らないんだったら。運送業者のほうがいいでしょう、安く上がって。担当者が外れれば、その役場の中、がらあきになるわけですから。それより仕事していただいたほうが結構じゃないですか。そう思いません。そうさせるようなことをしているんですよ。私、困るんですね、そういうことじゃ。せっかく3つ制度があるんだから、この制度をしっかりと根づかせていって、川南町のように、別に報酬を設けて、何か地区担当者みたいなものをつくらなくていいというふうに、やっぱり私はなるべきだと思うんですよ。

私はちょっと聞きたいんですが、行政事務連絡員さんが5月1日で実施される世帯報告調査というのは、どんな理由があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。先ほど申し上げましたとおり、行政事務連絡員の報酬額を確定するための算定基礎とする数値でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そしたら、この中で、先ほど行政事務連絡員さんが、要するに自治公民館に加入されている世帯数と言ったら170ぐらいですか、開きがありましたよね。170世帯ぐらいかな、一番多いところで。多いところで170世帯、開きがありますよね。そしたら、行政事務連絡員さん、そこを全部配っていらっしゃるのかしら。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。そういった地区もあるというふうに考えておるところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そしたら、ちょっと私を書いたほうに移ります。

今、放課後対策事業のほか、子ども食堂が全国自治体で2,500カ所近くにまで増加しているそうですが、把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 子どもの貧困の関係を担当しております福祉課のほうからお答えをさせていただきます。担当課といたしましては、子ども食堂につきましては、新聞等の報道では注目をしておるところでございます。お話の全国調査につきましても、4月上旬の新聞報道で認識をしております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） お聞きした理由というのは何かというと、東京都のある区では、団地の方が自分の居場所を開放して、住民を巻き込んで、子ども食堂を開いておられます。地域住民が、自分の地域の子どもの見守ることが大切だと思うからの発想だそうです。正ヶ井手地区では、ことし初めて、個人情報であります、子どもの名前と親の名前が配布されました。それは、子ども育成会が子どもを見守ってほしいと思われたからではないかと推量いたします。昔はそうだったんです。避難訓練でも地区担当職員と一緒に参加してくればありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。避難訓練への地区担当職員の参加でございますけれども、その地区の避難状況である、いろんな関連する情報があるかと思えます。そういったことに関しまして、御意見、御要望などを把握するためにも、担当地区から要請がありました場合には、積極的に参加してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ごめん、私が逆に反問権を利用したい心境です。どうするの、職員の教育は。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。地区等の地区の避難訓練等につきましては、総務課職員の防災担当の職員が参加しているということで、それに同行いたしまして、一緒にそういった情報収集とか、いろんな御意見を伺うというふうにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そういう返事がいただきたい。「させます」なんですよ。するようにしないといけないんです。

住民基本台帳にある世帯と、調査した世帯については、整合性はあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。住民基本台帳世帯数、そして現住世帯数、お知らせ配布世帯数はそれぞれ違いますので、整合性はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それから、行政事務連絡員設置要綱は、平成16年、22年に改正されていますが、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。平成16年に改正した分につきましては、その当時は納税通知書のほうを送達業務としておりました。それについて、削除をしております。

22年につきましては、21年に、2つありまして、地域内住民の町事務に対する事務の連絡については、広報お知らせかなべ、その他印刷物の配布及び周知事項の伝達及び文書の掲示と業務内容が重複しているために削りました。もう1点が、共同募金、日赤事務募金の募金事務につきましては、現状では自治公民館組織の枠組の中で募金事務が行われているという状況を考慮し、削除したところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これから、自治公民館運営も入る人が少なくなって、難しい局面が出てくると考えますが、その対策はどのようにされているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。これまで未加入の問題に関しましては、町民生活課のほうで、転入時に促進を図りましたり、ポスター、チラシなどでの啓発を図っておりましたが、特に目に見えた効果があったとも思いません。ただし、それをしてないと、もっと減少するということもあったかもしれません。宅建業界のほうと連携をしまして、契約時に促進をお願いするという方法も試みました。

それと、公益費、共益費の中に、地区費を含んで徴収してもらおう。これも話し合えると

ころまでは言ったんですけれども、契約の障害になるのではないか。あるいはそういうのであれば、別の町のほうに転入するという恐れもありましたので、それは協議の上、現在進めておりません。

これまで地域コミュニティとして尊重しまして、運営に関しましては行政はさほど深くかかわっておりませんでしたけれども、問題の内容によりましては、その地域に応じた現状を踏まえて話を伺いまして、その地域の現状を考えながら、助言、アドバイスを行っていくシステムも今度検討していかなければいけないと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今年度から排水溝清掃などに関して、地区への助成が年3回の申し出も可能となりましたけれども、全然排水溝清掃などを行っていない地区との整合性はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。道路側溝等の清掃をされ、申請をされた地区等には、道路愛護報奨金を出しております。言われましたように、ことしから年3回を上限に、回数をふやしたところであります。

その制度の見直しにつきましては、4月のお知らせ高鍋に掲載しております。再度広報を行い、報奨金制度の活用を啓発していきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 先ほど、整合性というお話がございましたけれども、まずあの道路、側溝、草刈り等につきましては、地区内の皆さんが使う道路については地区内の人たちで、できることはやっただいているという認識で、うちのほうは考えております。担当課としては非常に助かっているのは現状でございます。地区によっては高齢化が進んだり、できない地区もあろうかと思いますが、そういうことで報奨金がどうかじゃなくて、地域のほうでできることは地域でやっていくという基本的な考えがあるというふうに判断しております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっと違うかな、私が言ったのと答弁が。まあいいです、そういうお考えがあるのであれば。

自治体がしっかりとフォローしなければ、規則にあるような仕事はできないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。自治公民館の主体性、自主性を尊重しながら、連携して業務を遂行していただいているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 行政事務連絡員、自治公民館長、職員地区担当制の意味をしっかりと把握していただく状況をつくれれば、行政のいろんなお知らせを始め、調整にも関心

をも追っていただく住民はふえるのではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。議員のおっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 町長は以前、第4次か第5次の総合計画案をつくる時に、諮問委員さんとしておられましたよね。行政事務連絡員制度については廃止すると提案されていることが会議録で明らかになっておりますが、現在はどのようにお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ありがとうございます。もう10年ぐらい前の発言、行政改革推進委員ということで、私も商工会議所の役員をしているときに、改革の意見を言えということで、行政マンではなく発言を求められての発言だったと思いますが、現在でも行政事務連絡員のない市町村があります。そして、高鍋町の場合は、公民館長と行政事務連絡員、特に公民館長が兼ねておられることが多くて、非常にその辺が不明確だったというのに気づいたこと。それと、おっしゃるように、行政事務連絡員、公民館長、それから行政の職員というのがうまく連携していないんじゃないかと。そういう意味では、改革あるいはこの件についてはいろいろ議論が必要であると、そういう意味で、そういう発言をしたというふうなのを、記憶をしております。

ただ、現在は、今、きょう、議員のおっしゃったとおり、人口減少、コンパクトな町、行政が小さくなる、住民あるいは公民館と非常に強い連携をとる時代になってきましたんで、行政事務連絡員、公民館長、そして町の職員、これが3つになって、一体になって、地域と行政とが連携する、その意味では非常に重要な位置にあると思います。

ただ、公民館長と兼ねているところは、やっぱり公民館にとっての議論かと思いますがけれども、いろいろとその制度というのを明確にされるほうがいいというふうには思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 質問してきた中で、答弁で明らかになったのは、歴史的に条例及び決めたことが継承されず、その結果、行政事務連絡員の仕事も、自治公民館長の仕事も、職員地区担当制も、全てがおざなりにされた結果、ある地域では会計などの不正などとそしりを受ける状態が発生したのではないかと思います。この問題は一地区、住民間のトラブルではありません。きちんと法令を守り、行政事務連絡員さんの仕事、地域住民代表としての自治公民館長が負うべき問題をしっかりと、高鍋町としてあるべき姿を問うてこなかったこと、地区担当者として職員を配置したのは何のためだったのか。ただ文書を配布するだけでしたら、先ほども申し上げましたが、配送業に任せればいいことだったと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。議員がおっしゃるとおり、地区担当職員は文書を配布することのみを目的に設置している制度ではございません。協働のまちづくりの推進のために、行政情報の地域への発信と、地域の行政に対する御意見等の把握といった、町における広報公聴活動を担うことを目的としまして、その制度を運用しているところでございます。

そのためにも、常に行政事務連絡員、自治公民館長の皆様方の御意見、ご要望をしっかりと伺いまして、この地区担当制度が地域と行政をつなぐ、生きた制度となるように、常にその運用には注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 町長、あなたは住民、これは6月1日ですけれども、2万569人を背負った社長でありますし、従業員、いわゆる職員、臨時採用も入れると、正規職員が167名、臨時職員が120名の雇用主でもあります。自治体の仕事とは何か、ものを売って何%が純利益という世界ではありません。皆さんの税金と地方交付税などから生活を営み、安全、安心、福祉教育などを享受させる立場にあります。それは私たち議員も同じです。一人で責任をとってくださいと言っているわけではありません。

そこを分かち合うには、今一度立ちどまって、よく考えて行動していただけないでしょうか。前だけ見る、やりたいことだけではなく、しなければならぬことも数多くあります。今後、皆さんと一緒に、協働のまちづくりが本当に素晴らしいものになるようお願いをいたしまして、私の本日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、13番、黒木博行議員の質問を許します。

○13番（黒木 博行君） 13番、黒木博行でございます。本日、傍聴に来られた皆様には、あつく御礼を申し上げます。

議会を傍聴した中でいろいろな御意見をいただき、また、本日傍聴に来られなかった多くの方にも、議会のありようを伝えていただければありがたいと思っております。

私の本日の一般質問は9つと多くありますので、質問した後の答弁に対しての質問は余りできませんが、多くの案件を具現化できる内容なのかどうかを、財政負担を含め、いろいろな要件をクリアできるのかを議会の中で知恵を絞り、また、一般質問を確認しながら、具現化できると考えた案件は、同じ内容を先々取り上げ、内容を掘り下げて、再度質問してまいります。

では、ただいまより、通告書に従って、行政に対する一般質問を行います。

まず、1番、農産品の6次産業について。

農業や水産業など、第1次産業が食品加工、流通販売にも業務展開、経営の多角化をすることが6次産業化ですが、町長は農産品の6次産業化については、公約にもありました

が、本町農業発展のためには6次産業化が必要とのことでした。

しかし、農産加工施設の利用が全くされていない現状で、今後の農業のために、町はどのような方向で6次産業化を進めていくのか。また、現在の進捗状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

次に、2番目、GAPと有機農法の取り組みについて。

GAPとは、農業における食品の安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのことですが、農業経営の改善、消費者の信頼の確保についての本町の取り組みについて、お伺いいたします。

また、食品の安全性や環境との調和などの理由で注目を集めておりますが、無農薬や減農薬で作物を栽培する有機農法についても国は推進されていますが、本町の取り組み状況についてお伺いいたします。

壇上より以上の質問をさせていただき、あとの質問を発言席にて、次に申し上げる順番でやらせていただきます。

3番目、中高一貫の取り組みをどのように考えられるか。

4番目、わかば保育園について。

5番目、高鍋駅舎建てかえ、駅周辺整備について。

6番目、たかしんホール別館の老朽化に伴い、耐震、新設など、どのような取り組みを考えているのか。

7番目、ふるさと納税の総務省の通達内容について。

8番目、高齢者福祉について、どのような取り組みを考えられているのか。

9番目、自治公民館の役割について、今後、行政としてどのようにかかわっていくのかを。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、農産品の6次産業化についての御質問についてでございますが、平成27年度に高鍋町6次産業化地産地消推進協議会を発足させ、マーケット、農商工連携、商品開発等についての研修を行うとともに、高鍋町6次産業化推進戦略を策定したところでございます。今年度、国の交付金である食料産業6次産業化交付金を活用し、推進戦略の見直しや、農林漁業者、食品事業者、加工業者、出荷業者ネットワークづくりのほか、加工や販売の手法、ノウハウに関する研修会を通じた人材育成などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、GAPについてでございますが、GAPとは、農業生産工程管理のことで、多岐にわたる管理基準が設定され、農産品の安全性が高まると言われております。本町における認証取得状況といたしましては、昨年、アジアGAPを原農園様、宮崎県独自認証制度であるひなたGAPの認証第1号として、鍋島史樹様が取得されております。その他の生

産者にも認証取得の動きが見られ、強い産地ブランドづくりの第1歩として、今後一層の普及を期待しているところでございます。

2020年、東京オリンピック、パラリンピックの食材調達基準としてGAP認証が要求されておりますことから、国を挙げてGAP認証拡大を推進しているところでございます。町といたしましても、職員にGAP指導員の資格を取得させ、指導体制を構築し、生産者が認証取得しやすい環境整備を推進しているところでございます。

有機農法につきましては、近年、世界的に有機農業の推進が期待されており、その市場規模は約9兆円とも言われております。我が国においても、有機農業の推進に関する基本的な方針の中で、地方自治体における有機農業推進体制の強化が目標として掲げられております。

このような背景から、本町におきましても、本年度から有機農業を推進することを目的とする協議会を設立し、生産者や職員に対し、研修等を行い、将来的には有機JAS認定事業者をふやしていければと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 私も農業の6次産業化、GAP、有機農業の取り組みについて力を入れていかれることは、今後の農業発展の糧にもなると考えますので、今後の農業のあり方も考え、本町農業に合わせて、進むべき方向に力を入れていただきたいと考えております。

次に、中高一貫教育の取り組みについてでございますが、町長は施政方針において、高鍋高校と東西中学校の中高一貫教育の仕組みづくりの推進を挙げておられますが、中高一貫の取り組み方をどのように考えておられるのか。また、中高一貫教育の問題点について、どのような把握をされておられるか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まずは高鍋高校、高鍋農業高校の定員割れ、そして、高鍋町から宮崎市内その他に流出する学生、それは大変大きな問題だと考えております。その上での中高一貫あるいは中高連携の取り組みでございますが、平成31年度から平成34年度を計画期間とする県の高等学校教育整備計画、後期実施計画では、中高一貫教育の3つの実施形態のうち、連携型中高一貫教育校についてのみ、開設の可能性の検討を行うとされています。今後は、中高一貫教育に関する生徒、保護者のニーズ等を踏まえた本町の目指す中高一貫教育のあり方を検討し、高校の設置者である県と実施に関する事前協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、中高一貫教育の問題点についてでございますが、連携先である高鍋高校は町外からの生徒が約6割を占めていることから、連携に当たっては、他自治体、特に児湯地域の自治体の理解が得られること、また、人的支援を含め相互乗り入れ授業に伴う教員をどう確保していくのか。そして、経済的支援を含め、高鍋高校自体の魅力づくりをどう支援していくのが課題であると考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 今の、町長が申されましたけれども、非常にこれは難しい問題も多々含まれていると考えております。高鍋町内だけでなく、高鍋高校においては、木城、新富、川南、都農もありますので、そこでうまく取り組んでいかないと疎外感を感じさせてしまうとかいろいろな要素もあると思いますので、その辺のところまた考えていただいて、まあ考えていらっしゃると思いますが、進めていただきたいと思います。

あと、都農高校の閉校決定が、ことし4月から新妻高校が開設されると、本町内の県立高校を取り巻く環境が大きく変化する中、町内の県立高校への入学希望者をどのようにふやしていくのかは、町としての一つの大きな課題であると考えております。今後、この課題に対してどのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本町周辺、高等学校の再編あるいは閉校が決定した高校もございませう。そのような状況を考えてみますと、本町に存在する高校への入学希望者の獲得は、高等学校単独の問題にとまることなく地域の問題であるというのは、町民の皆様からよく御意見を賜るところでございませう。

そのような中、本年度から、高鍋町内県立高等学校入学支援補助制度を設置したところでございませう。また、今後は当該制度の効果的な運用を目指し、関係者による意見交換の場を設けるなどして、町内の県立高校の魅力向上につながるさまざまな取り組みについて検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 中高一貫教育の仕組みづくりの推進に当たっては、東、西中学校の統合も一つの視野に入れた検討を必要があると考えますが、学校統合についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。学校の統合の考えについてでございますけれども、連携型の中高一貫教育においては、1つの高校と1つの中学の連携が望ましいという考えがあります。今後、少子化が進展していく中、生徒数の減少が予測されることから、東西中学校の統合を検討する必要があると考えております。

国が示す学校の適正規模においては、中学校の学級数は各学年4学級から6学級とされておりますが、本年5月1日現在の東西中学校、本町における中学校の各学年の学級数は2学級から3学級となっております。生徒が集団の中で多様な考え方に触れることで社会性を身につけていくという学校の特性を踏まえれば、一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えます。

また、部活動、特にチームスポーツの部活動が維持できない現状があるのは御存じのとおりでございます。中学校の統合については早急に検討していかねばならない課題であると考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 今町長が申し上げられたとおりだと思いますが、少子化によって当然中高生の人数も減ってまいります。その中で、いかに効率よく教育を受けさせ、人づくりも含めて、町内で教育を受けてよかったと思われるような、簡単ではありません、非常に難しいことだと思います。簡単ではありませんが、今以上に教育の取り組みについて力を入れていただきたいと思いますようお願いいたします。

次に、わかば保育園についてでございますが、わかば保育園のあり方については、現在、検討委員会が設置され、議論されていると伺っております。その議論の中で、民営化した場合に障がい児の保育が危惧されているようではあります、障がい児保育は民間では困難で、公立でしかできないのかをお伺いいたします。

また、町内の民間の保育園では、障がい児を受け入れていないのか。また、公立保育園がなくなると障がい児の行き場がなくなってしまうのかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町内の民間保育園が障がいのある園児を受け入れていないのかとの御質問であると捉えております。

昨年10月の調査では、手帳や診断のある児童14名が町内の4つの民間保育園に在園しております。さらに、発達が気になる児童、いわゆるグレーゾーンと言われる児童約60名程度が町内全ての保育園に在園しているとのことです。

また、各園の保育士の先生方も、発達障がい等に関する職員研修を随時受講され、支援を要する児童の受け入れについて特段の支障はないと回答されておられます。したがって、公立保育園しかできないということはないと考えておりますし、また、公立保育園に障がい児が集中することは、今わかば保育園は23%以上の障がい児です。障がい児が5名に1人というような状況は特異な例になってきます。健常者と障がい者が同じ教育を受ける。当然必要なことであり、これが障がい児を支える上では大事です。しかし、障がい児が多過ぎると健常児までもが教育がおくれるという状況があるということは、各保育園等に行ってその指摘を勉強させていただきました。

いわゆる今高鍋町においては、民間の保育園でも障がい児を十分に受け入れる状況があるということでございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 民間でも障がい児を受け入れているところがあるということですが、たしか昨年の答弁では、今のわかば保育園は比較的多くの障がい児がいるということでありましたが、仮にそのまま民営で引き継いだ保育園は加配職員が必要になるなど運営上の負担が増して、引き継いだ保育園としては大変な御苦勞があるのではないかと考えますが、そのための対策として何かお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がい児保育に対しまして、国・県からの運営費

の中で加配職員分の加算がございませう。これらの申告を各保育園に適正に行っていただくこと。また、これとは別に町としましての財政的な支援を行うということも考えられます。

また、昨年の調査のときには、町の保育士や臨床心理士などの専門職を障がい児受け入れ保育園へ派遣をしてほしいというふうな要望もあったところございませう。そういった人的支援を手厚くするというところも考えられるところございませう。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 民営化した場合のメリットとして、改めてどういうものがあるかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。公立保育園ではなかなかできませんでしたが独自の保育サービスが挙げられます。病児病後児保育、ゼロ歳児保育、夜間保育、休日保育、保育士派遣事業、子育て支援センター事業など、園の判断でさまざまな保育事業が展開できるというふうに考えます。

また、民営化によりまして町の財政負担が軽減がされまして、その部分をほかの子育て支援事業の拡充などに活用ができるということ。それから、民営化した保育園では、老朽化した施設の大規模改修等に国などからの補助が見込めるということから、施設改修を進めやすくなるということなどがメリットというところございませう。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 町の財政負担が軽減とはどのような軽減なのか。今申し上げられたですね。それと、施設の更新や大きな改修に国などからの補助金が見込めるということは、公営では全額町負担となるが、民営であれば補助金がつくということなんですか。お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。まず、町の財政負担が軽減されるということについてでございますが、民営化をされた場合には国・県・町からの運営費補助を受けれることとなります。この補助金額とわかば保育園で実際に支出されております費用、この差額が軽減になるものというふうに考えております。

それから、施設の更新、大規模改修に係ります国の補助制度についてですが、保育所等整備交付金という形で、建設費等については国から2分の1が交付をされまして、事業者が4分の1、町が4分の1で負担するということになっております。

この内容は、私立保育園のみということで、公立保育園について国庫補助金のメニューはございませう。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 実は、私も園の運営の負担で調べてみましたが、公立保育園の運営費補助については、小泉内閣だったですか。三位一体改革によって地方交付税措置と

なってから全国の公立保育園は廃園、民営化となる傾向が加速しておりますが、地方交付税の算定では、理論上の必要額が計算されていますが、実際の交付額としては以前の保育園運営費補助を下回っているのではないかと。つまり、一般財源化するという事は、国は公立保育園の場合は、各自治体は交付税で負担し、民間であれば国が直接補助金をつける。国庫負担金ですか。要は、交付税算入制度により、例えば、今は木城は不交付団体ではありませんが、不交付団体であればほとんどの自治体の持ち出しになり、公立であれば自治体負担が大きくなり、民間であれば自治体の負担が少なくなるということですが、そのことも含め、大局的な見地から町長のお考えはいかがかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。公立保育園の運営費補助が一般財源化されて以降、全国で廃園・民営化の流れが続いている中、公立を民間に委ねることで自治体の負担が減少していくことは、議員のおっしゃるとおりでございます。三位一体以降、自治体で運営しなさいということとして、はっきり言えば、民営化されれば国が半額補助しますよ、公立のままだと全額町でやりなさいということでもあります。

わかば保育園はもう近いうちに改革あるいは建物の建て替えが近づいていると認識しています。そして、毎年3,000万円以上の赤字が出ているのは御承知のとおりでございます。もし民間の保育園だったら、毎年3,000万円以上の赤字をどう思われるでしょうか。私は、一つ経営者として、かなりの債務超過か、あるいはもう廃園になるような状況ではないでしょうか。

新富町では、公立保育園はゼロでございます。わかば保育園がなくなるわけではないんです。そして、今の職員が仕事なくなるわけではなくて、民営化することで国の補助が得られ、しかも3,000万円以上の年間の赤字は税金です。この3,000万円あったらどれだけの子育て支援ができるでしょうか。そこをやはり改革すべきであるというのは誰も思うところではないかと考えます。

私の基本的な考えとしましては、民間にできることは民間に委ねていくということ、これがとても大事だと思います。これが三位一体改革が目指したところだと考えます。民間の柔軟な手法を取り入れ、保護者から求められるさまざまな保育サービスに対応していくこと。安心して子育てを、産み育てること、感じてもらえる環境づくりが大切だと考えます。

また、障がい児保育につきましても、児童発達支援センターと連携しつつ、民間保育園でも十分に対応している事例が多くございます。国の子ども支援政策の充実も着実に進みつつある中、町としても子育て支援の充実に向けた取り組みを続けていかななくてはなりません。

やはり目をつぶって見過ごすのか、あるいは改革していくのか。私は、行政とは住民のために改革していくのが行政の役目だというふうに考えます。もう一度最後に言う。わかば保育園がなくなるわけではありません。さらによりよくしようとしているわけでござい

ます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 財政負担の問題もありますが、障がい児の保育が今以上によくなるのが一番でありますので、公営民営、どちらになるかというのはほかにも精査することもあるのかと考えますが、もし民営化にされることになれば、先ほど答弁されましたが、例えば町単独の補助制度の上乗せに、現在の赤字というか、超過負担金の半分でも人的経費として使えるひもつき補助金として上乗せしていただくとか、また、民間委託の契約の際に、障がい児保育の、これはもう当然されるでしょうけど、充実を入れていただき、行政も今以上に障がい児保育に対して手厚く対応していただければと思っております。

次に、高鍋駅舎、駅周辺整備についてでございますが、高鍋駅舎の改修については、議会の中でも大分前から議論されたと思いますが、一向に進んでいないのが現状であると考えます。

前回も、ほかの議員より高鍋駅周辺の整備についての質問があり、町長の答弁では、駅舎の改修に限定するのではなく、周辺施設との一体的な整備を進めることが有効。将来を見据えた蚊口浜海浜公園のつないだ案が具体的に出来ればと考えていると言われましたが、私も、駅舎の改修だけに焦点を置くのではなく、駅周辺整備も含めて考えることにより都市計画イコール地区整備計画として捉えていかないと、町内の10号線より東の地域においては、津波などの防災の問題もありますが、その中でも特に蚊口方面においては今以上の衰退が予想されます。しかし、それがどうにかできる財源がどこにあるのかということになりますので、1度に全てを進めてやることは不可能であると考えますが、その中で町長がおっしゃっておりますサーフィン、海水浴場、海浜公園などを含めて、蚊口浜の観光地づくりとして民間活用はできないものか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋駅舎、またその周辺については、最も町民の方から御意見を賜るところでございます。高鍋駅舎の改革はもちろんのこと、10号線から東側の地域の活性化の中心の改革が駅ではないかということもよく言われます。

今後の高鍋駅の駅舎の建て替え、周辺整備計画についてのことでございますけれども、高鍋駅は主要な交通拠点であると同時に、本町にとって魅力ある玄関口であるべきという基本的な考え方と、議員のおっしゃるとおり、財源の確保に十分留意しながら駅舎の改修と観光拠点としての蚊口浜及び海浜公園を含めた一体的な整備について、その整備方法や利活用の方策、管理手法など民間活力の導入も含め、さまざまな角度から検討を行い、段階的な整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 駅周辺の整備についてですが、キャノンの誘致ということで、今は財政的に余裕がないというのは重々承知なんですけど、逆に、キャノンの誘致があるからこそまた駅周辺の整備もイコールということであれば、ますますの結局高鍋の相乗効果

になるのではないかというふうに考えております。

それと、どの自治体でも少し前まで地方創生が言われておりましたが、観光事業の推進ということで、国・県に補助金の申請をすることはできないのかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町といたしましても、財源の確保の重要性は十分に認識しているところでございます。今後とも利用可能な補助金等について、新規の助成制度の創設等、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 先ほどから申し上げるように、町財政負担を考えずにやることはやっぱり無理がありますので、民間活用、補助金での地区整備など、町財政負担を軽減し、今後、蚊口の周辺整備に対しての計画を考えていただきたいと考えます。

○議長（永友 良和） 黒木博行議員、ちょっとここで、あと4つ項目が残っておりますが、お昼になりましたので、午後からということでよろしいでしょうか。

○13番（黒木 博行君） はい、わかりました。

○議長（永友 良和） それでは、ここでしばらく休憩を挟みたいと思います。午後1時より再開したいと思います。

午後0時01分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番、黒木博行。午前中に続きまして、一般質問を続けさせていただきます。

たかしんホール別館、中央公民館についてでございますが、たかしんホール別館の老朽化が気になっておりますが、築何年になるのか、耐震診断はしてあるのかと思いますが、震度幾つまでに耐えられるのか、先々建て替えについてどのように考えられているのか。建て替えになりますと、町の持ち出しが全てとなり、財政負担も大きくなると考えますが、最近、商工会議所の建て替えに合わせ、その中に今の教育委員会などを移転するのではという話も聞いておりますが、先々どのようにするというのではなく、どのようにお考えになられているのかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。まず、築が昭和45年に完成をしておりますので、築48年になります。耐震診断については、平成25年度に行っておりまして、震度6強以上の地震が発生した場合に倒壊または崩壊する危険性があるというふうに診断結果が出ております。そういうことでして、中央公民館別館については、早急に建て替えが必要だというふうな認識があるところでございます。そういった中で、このたび商工会議所さんのほ

うが商工会館の建て替えを検討しておるというお話を伺いまして、その中に入居したらというときの検討もしております。その場合の条件といたしますか、入居した場合に、自前で庁舎を建設する場合の経費ですとか、維持管理のほうに軽減が図れるのではないかと、また、たかしんホールや町体育館、中央公園とか、健康づくりセンターが周辺にございますけども、そういったエリアの土地の有効活用が図られるのではないかとということ、あと、民間資金の有効活用が図られるのではないかとというようなところのメリットがあるというふうにご検討しております、入居については、1つの選択肢として協議を進めているということでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 今の中で選択肢ということであれば、会議所に対して、これが選択肢ということで会議所になった場合ということですが、国・県の交付金はあるのか、また、国・県に対し補助申請をすることは可能なのか、町財政から補助金をつけるのか、補助金をつけるかつかないかで当然家賃負担も変わると考えますが、今構想の段階なのか、今、選択ということをおっしゃいましたので、今構想の段階だと思うんですが、一応その補助金も含めたところでお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。この商工会議所の建て替えに係ります国・県の交付金等につきましては、現段階では把握しておりません。ないと思っております。また、町がこの建設費用、かかる分について補助をするかということにつきましては、現段階ではまだ考えておりません。

以上です。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 今のところそういう状況であれば、先々を踏まえたところで、いろいろとバランスをとって考えていただきたいと思います。これは、また調べていただければわかりかと思っておりますけど、現在都市部に限らず、やっぱり20年後、30年後の本庁舎は別として、行政関係の建物の老朽化、負担を考えて、多くの自治体が民間の建て替えた箱物での賃貸契約をしていくようになると思われますので、私も維持管理、負担を考えれば、よい方法だと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと考えます。

次に、ふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税で寄附を受けた自治体は収入を得ることができ、ふるさと納税をした人は、寄附をした自治体より返礼品を返礼率の割合で受け取り、また、寄附金の分は所得税や住民税が控除される、寄附をした人も受けた自治体にとってもよいことですが、所得税、住民税の、実は税収が減っている自治体もあるんです。総務省より返礼品の内容、返礼率についての指導がなされていると聞いております。今のままでは、本来のふるさと納税の意味から大きく逸脱して、ふるさと納税の意義が問われることになると考えられますが、総務省からの通達はどのような内容なのか。

また、それに対し本町はどのように対応していくのかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本年4月1日付の総務大臣通達の内容についてでございますが、制度を健全に発展させていくことを前提に、返礼品割合については、平成29年度通知に沿った対応をすること。また返礼品につきましても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応を厳に徹底するよう示されております。高鍋町としましても、全国町村会における返礼品の送付等についての申し合わせがなされたことも踏まえ、適切に対応していかねばならないと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 町財政から考えますと、ふるさと納税は何にでも使える財源であり、現在の寄附額からすると1年で約5億円近い寄附益が本町に入っていると思っておりますが、どのように町のために使い、また、現状の寄附額をキープしながら、総務省の意向に沿いつつ、今後の高鍋町の取り組みをどのように考えられているかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ふるさと納税の使い方については、現在寄附金の使い道について、歴史の文化が香るふるさとづくり、子どもたちの笑顔あふれるふるさとづくりなど、6テーマから寄附者が用途を選択できるようになっており、寄附者の意向に沿った事業の財源として活用しているところでございます。今後につきましては、ふるさと納税により寄附者の裾野を拡大し、ふるさと納税の寄附者と継続的なつながりを持つことが重要であることから、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすることにより、寄附者との永続的な関係構築が大事だと思います。現在、物から事へということで、物を寄附者に返礼するというふるさと納税から、あの町を応援したい、あの町のこういう取り組みを応援したいというようなクラウドファンディングのような、金を集めようと、ああいう応援をしたいというところに持っていくことが重要だというふうに考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税は、本町にとっても大きな財源でありますので、総務省の動きを見据えて、国の方針とバランスがとれるよう、上手にやっていただきたいというふうに考えます。

次に、高齢者福祉についてでございますが、3月議会でも国は介護に対し、施設での介護から自宅で介護できるような環境の整備に力を入れていくということで、一般質問させていただきましたが、ことし30年4月から、3年間、国より高齢者に対しての新たな介護保険制度に変わり、前回も各自治体において高齢者福祉対策に差がついていくのではと質問いたしましたが、町として、前回の議会より後、何らかの高齢者福祉案を考えられて

いるのかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者人口が増加していくことが見込まれております。そのような中、御高齢の方が要介護状態とならず、いつまでも住みなれた地域で元気に生活できるようにすることが重要であると考えております。そのため、現在も取り組んでおります生き生き百歳体操、ノルディックウォーキング教室、元気アップ教室や楽々体操教室などの介護予防事業をさらに充実させていくとともに、介護予防、日常生活支援総合事業として、本年度から栄養改善や身体機能の向上を目的とした訪問型サービスC事業を創設したところでございます。また、見守り事業として平成29年度に高鍋町あんしん見守りネットワークを発足し、現在68事業所に御協力いただいているところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 介護予防事業では、どのような効果が出ているのか、今、栄養改善、身体機能の向上とは、どのような事業を行うのかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

介護予防事業による効果についてでございますが、参加された町民の皆さまからは立ち上がりや荷物を持つのが楽になった、手すりが要らなくなった、外出する回数がふえたなどのお声を頂戴しているところでございます。

次に、栄養改善、身体機能の向上につきましては、高齢者の御自宅に管理栄養士や理学療法士が週1回、約1カ月間訪問し、最期まで口から食べられるよう支援する栄養食事指導や日常生活の自立を図るために運動機能のリハビリ指導を短期集中的に行う介護予防事業でございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 非常に効果は出ているのかなというふうに、喜ばしいことだなというふうに思います。

これも前回の議会で申し上げましたが、今後、ますます高齢者が増加していく中、今後の体制については、十分なのかという質問をさせていただき、答弁にて、十分な体制づくりが必要との答弁がありましたが、では、その後どのような体制づくりを考えられたのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加する中、高齢者の抱える問題は非常に困難で複雑、多岐にわたっております。また、権限移譲による介護事業所の指定、指導等の業務も増加をしております。そのような中、役場の職員のみで高齢者の抱えるさまざま

な問題に対応することは難しくなっており、高齢者の総合相談窓口となる高鍋町地域包括支援センターの職員を増員し、連携を密にとりながらさまざまな高齢者福祉事業に取り組んでいく体制を構築したところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 包括支援センターの増員をしたということですが、これ何名ぐらいの増員されたんですか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。1名の増員でございます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） これから先なんですけど、まだふやしていったほうがいいのかなというふうに思いますが、そのあたりはどういうふうにお考えになっているか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。今後の高齢者の増加等を考えますと、現在の体制でもまだ不十分ではないかというふうに考えております。状況にもよりますが、さらなる増員等が必要となる場面も出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 今後、包括支援センターとの連携を今以上に強化されて、高齢者福祉体制支援の構築に力を入れていただくよう再度お願い申し上げます。

次に、自治公民館の役割についてでございますが、先ほどの中村議員と少し内容が重複する部分もあると考えますが、再度質問させていただきます。

戦後、新しい日本を築き上げるためには、教育の力が必要で、その1つとして公民館の設置が提唱されました。公民館の目的として、公民館は市町村、その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすとなっておりますが、社会を取り巻く状況の変化とともに、時代時代において課題も変わり、これらへの対応策として出された社会教育法の改正、各種答申等に沿って変換を繰り返し、現在に及んでいます。今日の公民館活動の目的、公民館に課せられている役割として、地域の連帯感を強くし、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携して地域に根差した公民館活動の展開が期待されていますが、しかし、地区によっては、地区民が少ない、高齢者が多く若い人も仕事があり、多忙で時間がない等々、いろいろな事情で公民館館長のなり手がいないなどの問題を抱えております。今後の公民館、公民館長のあり方と自治公民館活動は地域の実態に即した組織機構をつくる必要があると考えますが、今の現状を考え、どのように思われるかをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。もともと自治公民館の活動といたしますの

は、住みよい地域づくりのために行うものでして、そのためには組織づくりが必要になってきて、かつ重要なものとなってきます。そのためにこれまでは行事、例えば地区内での運動会とか遠足、レクリエーションなどが行われて、みんなが楽しく参加することを目的に組織強化を図ってきたという経緯がございます。現在は情報とか余暇利用が多様化しまして、それによりまして選択肢もかなりふえておりますし、もちろん休養のとり方とかもさまざまなんです、そのような中で、地区住民の要望とか価値観も変化してきておりますので、その意思が十分に反映されて、住民が公民館活動に積極して参加する、積極的に協力できると、そういうものになるように、それぞれの地域の実態に即した地域機構へと移行していく必要があるのではないかと考えます。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 私も全くそのとおりで思っております。言われるとおり、地域の実態に即した組織に移行していくということが必要であると考えます。今後、思っている以上の負担がのしかかってくると、組織存続の問題にも発展しかねません。しかしながら、組織自体も消滅するようでは、災害時の助け合い、交通、防犯、地区住民に対する社会福祉もなくなってしまいますので、負担を少なくするために、どのように考えればよいかお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。現在地区に加入している方々は積極的に地区活動されている方もいらっしゃいますでしょうし、お付き合いだからという方もいらっしゃると思います。理由はどうであれ、自治公民館、組織は必要なものだと考えておられる方がほとんどだと思います。しかしながら、中の活動につきましては、全員が現在の活動について100%賛成しているかどうかというのは、そこはわかりませんが、100%賛成しているとは限らないと思います。言われましたように、今後、思っている以上の負担がかかってくると、組織自体の存続の問題に発展する可能性もございます。組織の存続、組織の維持というのはとても大事なものでして、一旦組織が消滅しますとその後にやっぱりその組織は必要だったと思うのは、災害が起こった後とか、事故とか、犯罪等が起こった後ではないかというふうに考えます。組織がなくなるということ自体が地域住民に大きな不利益を被ることになりますので、今後の自治公民館活動といいますのは、地域の事情に応じて考えていく必要があると考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 全く私もそう思います。それであれば、誰でも公民館長になれるように見直すとか、たとえそれが災害、交通、防犯、福祉など、必要なこと、それを残して、それ以外のものができなくても、それを認めてあげることも公民館活動を継続するための決断だというふうに考えます。

公民館の役割が大きく反映される地区もあれば、逆に公民館活動が地区にとり重荷になっている地区もあるなど、大きな差が出ております。そのような現状で、これ一番大事な

ことなんですけど、今後地区のこととして、行政が関与しないということでは済まないと考えております。いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。自治公民館は住民にとって地域活動に参加するための最も身近な場であり、地域の防犯、防災、環境衛生、美化活動にとって重要な役割を担ってきたわけでございます。自治公民館が果たしてこられたそのような役割を認識した上で、時代の流れやさまざまな環境の変化、いわゆる高齢化、あるいは空き家の増大、あるいは高齢者のひとり住まい、さまざまな問題が出てきますし、これからコンパクトシティといわれる行政も縮小していかなければならない時代に、どうしても自治公民館と行政とが互いの立場と役割を尊重した協働、支援の形について他の自治体の事例も参考にしながら取り組んでいかなければいけないと考えております。きょうは黒木議員もそうでしょう、中村議員の質問もそうであったように認識しております。公民館、公民館長、行政事務連絡員、それから行政の地区担当者の役割をもう一度再認識して、新たな取り組みをしていかなければならないと考えております。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 実は、行政視察で3年前になりますか、行った自治体によれば、その取り組みについて、非常に先がけた取り組みをされていまして、そういう事例が全国に幾つもあると思いますので、その事例にならって、今からの公民館と行政のつながりの仕組みというものを考えていただければ、ひいてはそれが町民にとって非常にプラスになると考えております。

先ほど、ちょっと私聞き間違いかもしれませんが、この案件で行政と町民の距離を縮めるということでしたが、まさにそのあたりの仕組みを今から先しっかりと勉強していただき、考えていただくと。先ほど中村議員が言いましたように、やっぱりいろんな、何となく結局わかりにくい部分がありますので、そのあたりも、中村議員言いましたので、私が言う必要はありませんが、しっかりと掌握されて、本当の意味でこの公民館というのが町民にとって非常によりよいものであるように、努力していただきたいというふうに思います。当然これは、行政と離れて公民館問題ですが、先ほどから言いますように、公民館と行政、これは行政が出ていって、どうにかしなくてはいけないという状況まで来ているような私は気がします。どうすればそのような仕組みづくりができるか考えていただき、早目に検討していただきたいと考えます。

最後に、高鍋町の発展のためには、町長は、民が官を支える時代になる民活用の話をされますが、私も同じであります。と同時に、先ほどの公民館のこの案件と一緒に、新しい行政、行政関係の体制づくりをしていく必要があると思っております。町長も同じように考えられているのではと思いますが、町長をトップに、今の執行部であれば、このことを成就できると考えておりますので、それをベースにやるべきことの優先順位を考え、1つでも多くのことを具現化していただきますことを願い、私の一般質問を終了させていただきます。

きます。

○議長（永友 良和） 以上で、13番、黒木博行議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、11番、後藤正弘議員の質問を許します。

○11番（後藤 正弘君） 11番、後藤正弘。こんにちは。後藤正弘です。宮崎県も梅雨に入り、じめじめした毎日が続いております。傍聴席の皆様、町長、副町長、議員、執行部の皆様、風邪など引かぬよう健康管理には十分注意しましょう。また、梅雨だからこそこの季節を楽しめることも考える時間をつくり、気持ちにゆとりを持って政策を進めることが一番大事なことだと思います。最近、役場内の組織も一部変わり、また、あらゆる分野で宮崎県ひなたGAPの第1号認証を持田地区でキャベツ生産を営んでいる鍋島さんが受けられ、初めて蚊口西の二地区に津波避難タワーが完成し、高鍋町女性消防団が結成され、山中団員、松下団員、三輪団員、平田団員の4名の女性団員が入団されました。平成30年度は、高鍋町消防団幹部・部長が新規編入、編成され、町民の安心、安全を守るため、高鍋町消防団は一丸となって活動していくと彼らは力強く言っております。

また、平成30年度高鍋町一般会計当初予算119億8,000万円と初の100億円台の大台に達する積極的な予算が通過され、この中身には新規事業も数多くあり、町長施政方針でもあります10の達成すべき目標が実施される年度でもあります。私も一議会人としてどんな政策問題でも慎重審議に取り組み、よき方向性を見出すことを求めてまいります。

本日は、質問事項3つ行います。

質問事項1、高鍋町の地方創生の取り組みについて。

1、人口が減らないため、国はまちをつくり、それを仕事づくりや人づくりに活かすと目標を決めていますが、そのことについて高鍋町の今後のお考えを町長に伺います。

2番、高鍋町の出生率と転出率について伺う。

3番、高鍋町のキャノン進出に伴うメリットについて伺う。

4番、高鍋町の将来のコンパクトシティ化について伺う。

次に、質問事項2、高鍋町消防団について。

1、消防機庫を狙った盗難事件が発生しているが、その後の防犯対策について伺う。

2、消防団活動に使用する古いハッピーの新調や団員の防寒ジャンパーの統一化について伺う。

3、消防団員の18歳からの準中型運転免許取得補助について伺う。

質問事項3、高鍋町広報活動について。

1、MR T放送局の自治体情報の配信について伺う。

以上について発言者席にて質問を行います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。本年、平成30年度施政方針で述べましたとおり、高鍋町町長就任以来、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンとし、農畜産業が豊かになってこそ商工業が潤い町が元気になるという財政基盤の考え方のもと、産業振興、高齢者・子育て・教育・障がい者支援、住環境の整備の3つのまちづくりを柱とし、若者がチャレンジできてお年寄りが健康で豊かに過ごせて教育に最適な環境を備えた豊かで美しい活力に満ちた町を目指す、その方針をお伝えしました。その中でも特に人口減少のその対策としての取り組みは具体的には産業振興、雇用の創出、企業誘致、農畜産業支援、商工業観光支援、そのほかにも定住促進制度、人口増加、定住の支援、子育て・教育の支援、高齢者福祉の充実と住環境の整備も合わせて総合的な町の強さ、勢いをつくり出すことが人口減少をとめる上で特に重要であると考えております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 11番。それでは、次にお伺いいたします。

現在の高鍋町出生率と転出率について伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。高鍋町の出生率についてでございますけれども、厚生労働省の人口動態保健所・市町村別統計における平成20年から平成24年までの5年間の合計特殊出生率は1.70となっております。なお、転出率につきましては、数値を持ち合わせておりません。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） それでは、転出率についてはちょっと調べる範囲がなかったということよろしいですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。転出率については、先ほどお答えさせていただきましたとおり、その率についての数値を持ち合わせておりませんが、転入者数とか転出者数、こちらの数字のほうはございますので、そちらの数字についてお答えを差し上げたいと思います。これは「みんなで考えよう、これからの高鍋町」と平成28年2月発行の冊子があるんですけども、そちらのほうで、平成26年中の異動の状況という数字を載せさせていただいております。その時点で、高鍋町への転入者数が992人、高鍋町外への転出者数が1,023人ということで、転出超過31人というふうになっております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） それでは、3番の高鍋町のキャノンの進出に伴うメリットについて伺います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。宮崎キャノン株式会社の進出に伴いますメリットについてでございますけれども、今回の宮崎キャノンの新工場立地は、投資規模、

新規雇用計画、いずれも大きなものでございます。県におきましても、大型案件として取り扱われているものでございます。この大型工場建設によります大規模な投資が行われるということは、人と物の動きの両面から地域経済の活性に効果をもたらす大変大きなものというふうに捉えております。また、このような大規模な工場が町内で操業されることで町民の働く場の確保にも大きな効果をもたらすものというふうに考えております。さらに、地域に新たな雇用の場が創出されることによりまして、新たな就業機会の広がりはもちろんですけれども、既存の地場の企業への関心の高まりといった二次的な効果も期待しているところでございます。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 11番。それでは、4番の高鍋町の将来のコンパクトシティ化について伺いたいと思いますが、コンパクトシティというのは、言葉から想像するとおり、コンパクトなシティということですが、人口の少ない小都市という意味ではなく、商業地や行政サービスといった生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な生活、行政を目指すことで、その形態に幾つか種類はあっても基本的には公共交通と徒歩を利用したプランになっており、自動車を必要とする郊外での生活スタイルから離脱してさらに都市区域や居住区域を定め、生活圏をコントロールしていく構想です。つまり、郊外に住宅を求めるので無秩序に広がった生活圏を中心部に集約させることで無駄のない生活を送る構想だそうです。

前回の3月議会でも2025年問題の一般質問を行いました。その中で、人口減少による問題、例も幾つか挙げ、説明させていただきました。その中で、高鍋町の解決策としては、企業誘致、そして地元での就職率の向上など、これからの対策などを幾つか挙げていただきました。以前より都市が郊外へ拡大していったのは、高度成長と人口増加の影響もあり、現在のように人口が減少していく社会では、郊外へ拡大するほど人口分散が進むので、これからの高鍋町としてはキャノン工場進出をきっかけに、拡大から縮小へ方向転換し、都市構造を再構築するべきだと思いますが、これについてどう思われますか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。おっしゃるとおり、今までの都市開発というのは郊外化ということがございました。これ以上の市街地開発の拡大ということにつきましては、人口減少が進む中では、低・未利用地が増加するということになりまして、町の中心部の空洞化といったそういったものを招くということが想定されます。高鍋町の将来のコンパクトシティ化につきましては、総合計画を初めといたします各種計画でございます。それにのっとりまして、地域住民や地域企業等の御意見を大切にしながら、今後の高鍋町の都市機能の充実についてコンパクトシティ化も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 11番。これから人口減少の影響は非常に大きく、空き家、耕

作放棄地、限界集落のように地域から労働力が減ることで顕在化する問題を含みますが、人口減少は将来もとどまらず、2040年には1億700万人程度までピーク時より2,000万人減る推計です。このことを考え、地元にも働き手を残す、そういった努力も必要性が増すのではないかと思います。

次に、コンパクトシティのメリットについて今は他の市町村より実例が幾つかありますが、幾つか実例を紹介しますと、生活に必要な公共施設や商業地域が集積されるため、アクセスが容易になり、利便性が高まり、その効果は交通費の軽減、自動車利用頻度が減ることにより、維持コスト低下によって家計も優しくなる。また地域行政が効率化されると同時に自治体としての運営が好転するので、住民サービスに多くの投資が可能になり、住民税が安くなるには至らないかもしれませんが、行政区域全体では人口減少が税収減となってもコスト減により一定水準の維持は可能だとも言われています。以上のような実例を聞き、考えると、高鍋町は小さな町で、どこよりもコンパクトシティ化に適合する町はないと思っております。このことについてどう思われるか、再度お考えをお聞かせください。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今の議員のおっしゃるとおり、人口減少社会の到来によりまして、住民サービスを低下させることなく、行政効率をいかに高めていくか、中心部への人口の集積と各種機能の集約化を図っていくか、これからの重要な課題であるというふうに認識しております。高鍋町といたしましても、コンパクトシティ化に関する他自治体の事例を参考としながら、高鍋町に最も適合した形態でのまちづくりというものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 地域政策課長が今おっしゃられたとおり、やはりこれから先はコンパクトシティ化に少しでも進めて、先ほども町長から何回かコンパクトシティ化という言葉も入っていますので、またそのように進めていただければよいかと思います。最近、他の市ではコンパクトシティからさらに進んで、ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンを進めているということで、そういうのがだんだん多くなってきますので、高鍋町としてもまずはコンパクトシティ、輝く、誇る、育む元気な町を目指すことを私も一緒になって一步一步目指したいと思っております。

次に、消防機庫を狙った盗難事件が発生しているが、その後の防犯対策について伺うということで、盗難事件後、聞いたところ、各部で自主防犯対策を行っているのは聞いているが、自主でする防犯対策には限りがあって、今後盗難事件が解決するとは思っていないと聞いたので、町としては今後どのように考えているのかをお聞きします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。消防機庫の防犯対策についてでございますが、機庫の鍵の適正管理について全団員に指導しまして、各部において防犯対策に努めておるところでございます。具体的には、ダイヤル式キーボックスに変更するよう各部のほうに求

めておるところでございます。しかしながら、本町も含めまして、県内で消防団備品等の窃盗事件が相次いで発生をしております。町で実施できる効果的な防犯対策について、ほかの自治体の対策状況等を調査し、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 11番。これは、消防機庫を狙った盗難事件ということで、ガソリタンクその他いろいろ盗難に遭ったということだったものですから、これを高鍋町が先に町と一緒に自主防犯に入りましたら、よその町に対してまた見本ができるということですので、ぜひとも総務課長、よろしく願いしときます。

次に、消防団に使用する古いハッピーの新調や団員の防寒ジャンパーの統一化について伺います。

以前、一般質問にて、消防団服装の新調については一般質問を行い、全員に新消防服が渡り、色あせた服装の人は見かけなくなりました。当時の町長は小澤町長時代のころでした。ありがとうございました。しかしながら、昨今では、出初式では古ぼけたハッピーを着て寒さに震えながら行進及び訓練を行っている姿を見ると、練習及び訓練の底力が発揮できていないのではないかと思います。また、木城町をちょっと調べてみますと、消防団や防寒着は全員に配布し、統一化し、士気を上げているそうです。ちなみに、幹部だけには防寒着が配布されているということもお聞きし、あえて団員全員に新ハッピーと防寒着を配布し、新年度を迎えてもらえたらいいと思いますが、どうお考えかということをお聞かせください。

それと、来年になるとまた年号も変わりますので、より一層士気が高まると思いますが、そのことも加味踏まえて教えてください。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。消防団活動に使用します古いハッピーの新調についてでございますが、現在、全団員に配付しているハッピーの中には、年数がたち古いハッピーもあります。年次的にハッピーを購入しまして、各部へ配布をしておるところでございます。昨年度につきましては、各部に2着ずつハッピーを配布したところでございます。団員の防寒ジャンパーの統一化につきましては、毎年各部に対しまして必要な消防の資機材等の要望調査を実施しておりますが、これまでに各部のほうから要望が上がってきていないことから、現段階では検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 11番。古いハッピーについては、年次的に各部2着ずつ更新しているということでしたが、またこの防寒着については、私も最近、ちょっと調査したところ聞いたものですから、これから上がってくる問題だと思いますので、ぜひともまた検討をよろしく願いいたします。

それと、3番の消防団員の18歳からの準中型免許取得補助について伺います。これは、現在、消防団員数は規定では285名となっていますが、現在は250名で30名以上の定数が不足している状況で、日々、自分の仕事、家庭、子育てをしながらも、今年、平成30年6月24日に行われる操法大会のため、朝練、夜練を行い、また、大会以外の日々も訓練を行い、町民の生命と財産を守るため、日夜頑張っております。最近では、高鍋管内の小中学校に出前講座などを開き、避難訓練等の実施を行い、子どもたちに大人気だそうです。地域に根差し、日々、活躍する消防団をこれからも応援していきたいと考えました。

前回、運転免許の改正で、本部の散水車などが運転できないなどの問題が発生し、そのため中型免許の補助を一般質問を行い、今もその補助が活用され、数人の免許取得に至っているそうです。今回は、さらによくなった準中型免許を紹介し、今後の消防団員確保の一つのアイテムとして使用できないか、提案いたします。

この免許は、18歳の高校生でも、最初から小型トラックが運転できるという免許で、今まではトラックを運転するには中型免許が必要で、中型免許取得条件は、20歳以上で運転経験が2年以上でした。したがって、普通免許を取得して2年待ち、中型免許にステップアップが必要でした。

ところが、この準中型免許なら2年待つ必要はなく、18歳から車両総重量7.5トン未満の車両で、一般に言われる2トン、3トントラックが運転できるという免許なので、これから高鍋町で就農あるいは就職される18歳からの消防団員が数多く確保できる、一つの希望の免許でもあると思います。なくてはならない消防団に少しでも追い風を吹かせたいと考えるが、どう思われますか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 本町におきましては、平成29年3月12日に施行されました新免許制度の移行に伴いまして、平成29年2月に高鍋町消防団中型自動車運転資格取得促進事業実施要綱を策定したところでございます。

本事業につきましては、中型自動車運転免許証を取得するために必要な経費を補助するものでありまして、本町におきましては本部の水槽付ポンプ自動車、これ8トンであります。この自動車を運転するものを対象としておりまして、現在、対象者が3名おります。

御質問の、先ほど言われたように準中型免許につきましては、議員が言われたとおり車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の車両が対象となっております。現在、高鍋町の直轄部、第1部、第3部、第4部に配属しておるポンプ車が対象となります。今後、該当部に入団してくる団員におきましては、ポンプ車を運転するために、この準中型免許の取得が必要となります。今後、消防車を運転できない団員が増加してくることが懸念されてくるため、国、県、市町村の動向を注視しながら、準中型運転免許取得に対する補助事業について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） それで、今、話したのは、最初、先ほど話した根拠があるんですが、現在、消防団員数は規定では285名となっていますが、現在は250名程度で30名以上の定数が不足しているの、いろいろな後ろからのちょっとバックアップというような必要だと思いますので、また、各消防団の部長さん、団長さんを見ると、結構うちに入らんかとか言って、いろいろ条件なしで何人かは入ってきているみたいですけども、こういったちょっとしたアイテムがあると18歳からでも募集がかけられるということが、一つの要因になる。そしてまた、キャノンが来れば、キャノンからもまた消防団員がふえてくるだろうという予測もしますので、売りにしていただければよいかと思います。それと、次に、MR T放送局の自治体情報の配信について伺います。

現在、宮崎市、西都市、川南町、都農町が自治体情報を配信していることは御存じでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 承知しております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） そして、情報の内容を見るには、MR T放送局の選局しdボタンを押すと、自治体情報が見れて、内容としては防災関連情報や生活情報、イベントや子育て支援などを掲載して、天気、休日、在宅医まで一目で見れるようになっております。非常に便利と思います。

また、川南町は、もう5年前ぐらいから、やはり導入されて、情報を住民との共有化を図っているようですが、非常に便利と思いますが、この点について再度、どう思われるか、教えてください。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） MR Tのデジタル情報配信です。自分が知りたい情報をいつでも、テレビの画面上で閲覧することができるという意味では、特にそういうデジタル機器の操作に慣れた年代の方々にとっては大変便利なものであるというふうに理解しております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） まだ、高鍋町では、確かにまだ配信されていませんので、そういったそれ以上の詳しいところは、なかなか使い勝手がいいところはちょっと出てきませんが、ちょっと調べた結果によると、大体使用料が年77万5,000円ぐらいはかかるということは、ちょっと調べてみました。

もちろん、先ほども行政事務連絡員のいろいろ、中村議員も黒木議員も言われていたんですが、週報などを媒体に頼る家庭も存在はしますが、時によってはどこかになおしてしまって、週報をなおしてしまってわからなくなったという家庭には、テレビをつけたらdボタンを押し、高鍋のイベント情報を検索すれば、常に情報共有、意味合いが効果を上げ

ていくというので、今後、企画していったらどうかということ、ちょっと提案したいと思いますが。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 紙媒体という今、お話ございました。ことし2月に広報に関するアンケート調査というのを行わせていただきました。そのアンケート調査の中におきまして、「お知らせたかなべ」の紙による発行を廃止し、仮にテレビのデータ通信やホームページによる情報発信へ移行した場合、どう思いますかという問いをさせていただきました。そうしましたところ、29%の方が賛同できると御回答いただいたんですけども、その一方で25%の方が賛同できないというふうな回答をいただいておりますところ。それから、そういったことからしますと、現在の紙媒体による情報発信の重要性というのも明らかになったというふうに考えております。

今回、さまざまなアンケート調査、項目立てさせていただいておりますけれども、その結果を受けまして、高鍋町といたしましては、テレビのデータ通信及びホームページ、そして紙媒体という2つの情報発信手段のバランスをとりながら、より多面的な情報発信機会の構築に向けて、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 今、課長が言われたんですが、たしかにこういったアンケート調査、必要です。そして29%と賛同ができた。25%がまだ賛同できていないという、今、報告だったんですが、今からはどうしても、こういった情報を常に皆さんと共有して、意味合いを効果を上げていくという企画では素晴らしいものだと思いますので、ぜひとも課長、前を向いてよろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、先ほどもコンパクトシティ化の一般質問を行いました。今後、直面する少子化、超高齢化、人口減少社会においても、町民の誰もが幸せに暮らせ、みんなに選ばれる持続的で発展できるまちづくりを進めていく必要があります、21世紀半ばの2050年を見通した長期的な視点で、高鍋町の機能を備えた都市構造のイメージと、その実現のための具体的な推進方策を今後示し、まちづくりの方向性を町民と共有することで、将来にわたって、町民生活の質を維持し、向上していけるよう、町長及び執行部とともに一議員としても努力し、邁進していきたいと思っております。

これにて、一般質問終わりたいと思っております。

○議長（永友 良和） これで、後藤正弘議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時10分より春成勇議員の質問を始めたいと思っております。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、15番、春成勇議員の質問を許します。

○15番（春成 勇君） 傍聴席の皆様、議場に来てくださいます。まことにありがとうございます。またあしたもありますので、また来てください。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

河川の現状について。1、高鍋大橋橋台の補修工事について。ここ二、三年、橋台の工事が行われていますが、どのような工事を行っているのかお伺いします。

2、小丸川の土砂堆積状況について。橋台付近は、浚渫船で土砂をとっているが、橋台の周りの土砂は堆積しているのか、今から台風やゲリラ豪雨などの発生すると思われま。土砂の堆積の除去は必要であると思われま。

3、宮田川堤防工事及び土砂堆積状況について。約20年前より堤防工事が宮田川のほうで行われております。現在の進捗状況はどうか、また、宮田川の土砂堆積の状況はどうか、お伺いします。

4、塩田川の浚渫工事について、現在の状況を伺います。

次に、宮崎キヤノン建設工事状況について。現在の工事の状況と今後の進捗について。

以上、河川の現状についてと宮崎キヤノンの工事の現状については、町長答弁をお願いいたします。

次に、町道の整備と里道の改良について。1、町道東光寺・鬼ヶ久保線の現状について。2、西平原地区の町道平原（10）線の道路整備について。3、下屋敷の里道の道路改良について。蚊口・下屋敷北線の中川池・下屋敷北線の接続している下屋敷の里道についてです。

以上は、発言者席にて質問いたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、高鍋大橋の改修工事につきましては、宮崎河川国道事務所に確認したところ、橋梁の耐震性を向上させるため、補強工事を年次的に実施していると伺っております。

次に、小丸川の土砂の堆積状況についてでございますが、宮崎河川国道事務所に確認したところ、今回の高鍋大橋付近での土砂掘削については、耐震補強をする橋脚が河川の中央付近に位置し、工事資材等の運搬を台船で行うため、台船が通る部分の土砂を一時的に掘削したもので、堆積土砂の浚渫ではないと伺っております。

なお、小丸川の河道内に堆積した土砂につきましては、河川巡視や測量等により状況を把握し、洪水流下に影響がないか定期的に確認しているとのこと。その上で、流下能力を維持する必要がある箇所では、環境への影響等を考慮しながら、必要に応じて堆積土砂等の除去を実施していると伺っております。

次に、宮田川の堤防工事についてでございますが、高鍋土木事務所に確認したところ、宮田川の河川改修につきましては、光音寺橋から太平寺橋下流までの区間について、平成8年度に着手し、これまでに約1キロメートルが完成。現在、鐘塚橋下流付近を施工中であり、今後は鐘塚橋の架け替えを含め、上流部の整備を進めていくとのことです。今年度は、地元説明会を開催するとともに、測量や設計を行う予定としているとのことでございます。

また、河川の堆積土砂除去につきましては、地域からの要望が非常に多い状況とのことで、厳しい財政状況の中、県単事業で対応しており、家屋浸水の恐れがある箇所など緊急性の高いところから優先的に除去しているとのことでした。

宮田川や塩田川につきましては、これまでも順次、堆積土砂の除去を行ってきたところであり、今年度も出水期前に除去を行ったところであるとのことで、今後とも現地の状況を調査の上で必要な箇所について除去を行い、また、土砂除去実施の際には周辺住民及び関係者に周知を行うよう努めてまいりますとのことございました。

次に、宮崎キャノン株式会社の新工場立地に関連する工事の状況についてでございますが、現在は、工事建物が建設される部分の造成工事が完了し、今月から建築工事が開始される予定でございます。5月31日には、県や町、キャノン等の工事関係者が出席し、建築工事の安全祈願祭が執り行われたところでございます。

今後につきましては、造成は年内、建設は来年4月末の完了を目指して、それぞれの工事が進められることとなっております。また、並行して、周辺の道路整備工事も順次着工し、宮崎キャノン株式会社は来年8月に操業を開始する計画となっております。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 高鍋大橋ができて、もう約55年ぐらいになると思います。私が小さいころ、橋台の工事を見ながら育ってまいりました。そのときに、年月がたちまして、橋台の耐震補強をしないといけない状態になってきているようです。高鍋大橋の耐用年数ですか、それがわかれば教えてください。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 橋梁の橋の一般的な耐用年数は約50年と言われております。ただし、これは架設年度、橋の修理等によって異なります。

それから、近年では、基準等が見直されまして、近年架設された橋については100年はもつんじゃないかと言われております。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 大橋を建設するには、竹鳩橋でもわかりますように、たくさんの費用がかかります。将来は大橋の架け替えが必要になってくるとおっしゃるので、架け替えの要望を長期的にやっつけていかないといけないのではないかなと思っております。

次に、補強工事、橋台の補強工事はどのような内容の工事なのか。また、完成は大体いつごろなのか、わかれば教えてください。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 補強工事につきましては、先ほど町長が答弁しましたように耐震補強工事と聞いております。どんな工事、設計内容については、国土交通省発注工事のため、私のほうでは、資料がございません。また、この工事がいつまでかかるかにつきましても、うちのほうから何年完了というのは聞いておりません。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 補強工事の際に、河川が濁るなどなります。内水面漁業組合からの苦情は、町のほうになかったのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 町のほうでは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 堆積した土砂は環境の影響を受けます。高鍋では、小丸川は竹鳩のほうから蚊口から鴨野の浜、あそこまで行くものと思われま。

その中で、10年くらい前でしょうか。鴨野の水門の東側のほうが、1回せきとめられて、それがいったん重機で掘り上げて、それをまたやったんですけど、また海のほうからまた砂が戻ってきて、いろいろそういうことがありました。その中で、やっぱり水量が少ないところは、割と水が出にくいものですから、どうしてもその浚渫とか掘削をしないといけないというような状態があります。だから、そういうところも、今、言っているのは国とか県の話なんですけど、その中でも、やっぱりよく見ておかないと、こういうことが再三、出てくるんじゃないかなと思います。

そういうことがありますので、鴨野の水門の東側のほうは見たことはあるんでしょうか、現在。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 堆積土砂の撤去につきましては、先ほどの町長が答弁しましたように、国土交通省のほうで河川巡視や測量等によって、必要がある場合には適切にやっけていただいているところです。先ほど議員が申されたように、以前、小丸川と河口付近で閉塞した経緯がございますが、現在のところは影響はないと判断しているところでございます。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） それと、やっぱり竹鳩の下流のほう、やっぱりそこもちょっと一度、何年前にされて、またそこに二、三年かな、ちょっとやっておりますけど、そういう状態もしっかり見ていただいて、やっぱり高鍋も国土交通省がありますので、出張所がありますので、しっかりそういう話をしながら、台風とかやっぱり来たときに、いざというときに困りますので、やっぱりそういう話をしっかり協議してもらえればいいかなと思います。

続きまして、宮田川の堤防工事の答弁でしたけど、まだまだ今から、話の中では継続していかないといけない工事だと思います。そういうことを先ほど確認した次第です。

次に、宮田川の堆積土砂の状況はやっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 宮田川の堆積土砂撤去については、県のほうでやっただいております。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 宮田川上流の防災ダムの点検はどうしているのか。

それと、取水口がありますよね、あそこに。そこに集まる土砂や木材等は大体どのくらいたまっているのか。また、何回ぐらい年間に除去するのか教えてください。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 防災ダムの点検につきましては、町の職員のほうで、毎月1回定期点検を行うとしまして、各種機器及び堰堤の損傷等の確認を行っております。

また、取水口にたまる土砂や木材等につきましては、その量は正確的にはちょっと把握できておりませんが、撤去作業は定期的を実施しております。

昨年度は、5回ほど作業を実施しておりますけれども、内、業者に1回委託しております。残り4回は町の職員が実施しております。なお、職員で行う場合の撤去量は1回当たり4トントラック2台分ほどになります。大まかな判断基準としまして、それ以上の量があるような場合は、業者へ委託することとしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 続きまして、塩田川の浚渫工事についてです。

これも、一応、県なんですけども、オーパスパチンコから欄干橋のそばの水門まで、区間で県が担当してるんですが、その水路であることなんですけど、ことしやっと、農高の東側の途中まで、浚渫工事が行われました。あそこは、団体が草刈りをやっております。ところが、その浚渫をやってるから。だから、もしできるのであれば、草刈りもそういうことをしないで浚渫を先にやって、やはり団体と、県と町のほうで話し合いを持ってもらえばよいかということをおもっております。そのように考えてもらえればいいかなと思います。

続きまして、6月1日から4月の末までキャノンの工事が完成することですが、とりあえず、ここは申しましたように、突貫工事だと思われまして。並行して周辺の道路整備工事をするんですけど、道路改良工事や上下水道工事、鉄塔及び電線などの工事があります。そういうことで、早目に工事の着手ですか、着手をするようにスピード感を持って発注をしていただいて、操業に間に合うようお願いしたいと思います。

また、地元地区の交通の渋滞、それをしっかりと協議していただいて、地元の人とその業者等をしっかりとっていただいて、工事の安全、また車両の安全を進めていってもら

いたいと思います。

次に、東光寺・鬼ヶ久保線の建設中の道路に、砂利を山積みしております。それは何か理由があるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 東光寺・鬼ヶ久保線につきましては、今後、相当数の道路を築造するための盛土が必要となります。そのため、ほかの現場で発生した土砂をあそこに仮置きして、今後、その搬入した土砂を利用しまして、工事に着手していきたいと思っております。1つの経費節減のために仮置きさせていただいております。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 29年の6月に質問しました、西平原地区の平原（10）線です。その道路整備の状況について、伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 平原（10）線につきましては、本年度は予算として継続事業を優先するということで予算編成をしております、平原（10）線については予算化ができておりません。そのため、暫定ではありますが、補修等を実施していきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 早急に予算化をしていただきまして、平原（10）線内でバイクの転倒がございました。その付近だけでも改修して、その後、道路整備をしていただきたいと思っております。

次に、下屋敷の里道の改良工事について。蚊口から下屋敷北線と中川池の下屋敷北線の道路の接続なんですけど、そこ砂利道になっております。その道路改良について伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 現場を調査して、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（永友 良和） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 調査をして、地区の皆様と協議をしていただいて、早目に検討してもらいたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） お諮りいたします。会議はここまでとし、黒木正建議員からの一般質問は、明日12日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決

定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時33分延会
